

法人税法関連

(1) 実効税率の引下げ

(理由)

- 法人税率は、平成11年度税制改正により引き下げられたが、世界の主要国の中では依然として高税率国に留まっている。国際競争力強化のためには、更なる法人税率の引き下げを要望する。
- グローバルな競争は激しさを増している中、諸外国においては法人実効税率の引下げが加速する一方、わが国の法人実効税率は約40%と世界で最も高い水準にあり、鉄鋼をはじめとするわが国企業にとって、所得課税面で著しく不利な状況となっている。国際競争力の観点からもはや看過しがたい格差であり、法人実効税率については、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準（20%台）も踏まえ、少なくとも欧州並みの30%程度への引下げが早急に実施されるべきである。
- 日本の法人実効税率は、いまだ40%の水準と、EU諸国が30%前後であるのと比べると10%程度高く、積極的な設備投資や研究開発を行なう上で足枷。諸外国企業と同一条件で競争できるよう法人実効税率を引き下げが必要。
- ヨーロッパ及びアジア諸国を初めとして、世界各国で法人税率の引き下げが実施されている。各国と日本の法人税率を比較すると、明らかに高税率である（ヨーロッパの平均法定実効税率は25%）。外国会社を誘致し日本経済の発展のため、また世界的な競争力を確保するためにも法人実効税率の引き下げを実施されたい。
- 企業の国際競争力確保並びに外国企業の国内投資促進の観点から。
- わが国の地方税も含めた法人実効税率は、低水準の諸外国に比べて高止まりしており、日本企業の国際競争力を妨げる要因になっている為。
- 我が国企業の国際競争力の強化。
- 日本に拠点を置く企業の競争力が高い税コストのため阻害されている。また、グローバル市場における課税の中立を図るためにも国際協調によるイコールフットINGが望ましい。
- 税金に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットING確保の観点から、法人の所得に対する税率の引下げが不可欠である。
- 我が国の国際競争力を高めるため、また、海外からの直接投資を引き出すためにも、法人実効税率の更なる引き下げを要望する。
- 日本の法人実効税率は、いまだ40%の水準と、EU諸国が30%前後であるのと比べると10%程度高く、積極的な設備投資や、研究開発を行う上で足枷。諸外国企業と同一条件で競争できるよう、法人実効税率を引き下げる。
- 法人所得に課せられる実効税率はOECD加盟諸国平均で26.7%、アジア太平洋諸国平均で28.4%である（2008/9 KPMG調べ）。日本企業の国際競争力確保の観点から、地方税を含めた実効税率を少なくとも30%程度に引き下げることを強く要望する。
- わが国の法人実効税率（現行40.69%*）は、OECD加盟国の中で米国と並んで、40%台となっており、20%台が中心のアジア諸国はもとより、EU諸国においても税率引下げが行われた結果、諸外国と比較して、約10%の乖離が生じており、国際競争力の維持・強化や国際的な整合性の観点から、法人実効税率のさらなる引下げが必要。（*資本金1億円以下の法人。1億円超の法人は外形標準課税の導入により39.54%）わが国の経済成長力を一段と高めるためには、そのエンジンである企業活動の活性化や競争力の強化が不可欠であり、国際競争に耐えうる基盤整備が重要。また、わが国では地方税の法人所得に対する課税負担が重い。地方財政の税源には、個人住民税と居住用資産に対する固定資産税を中心に位置付けるべきであり、法人所得に対する課税は国税に集約しつつ、全体としての法人実効税率の引下げを図るべきである。
- 税金に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットING確保の観点から、法人の所得に対する税率の引下げが必要である。
- 国際的なイコールフットINGの観点から、法人実効税率の引き下げ方法として都道府県民税・市町村民税の法人割を廃止するとともに、地方の減収補填として地方消費税の税率の引き上げを行う。納税者の立場からは、申告納税手続きが簡素化され歓迎できる。

(2) 受取配当の益金不算入

① 益金不算入割合の引上げ

(理由)

- 連結納税制度導入による税金減を補填するための措置として、関係法人株式等以外の株式等（出資比率25%未満）に係る受取配当等に対する益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。国内における法人間の二重課税の幅を大きくするものであり、再度の引き上げを要望する。二重課税を完全に排除するためには、100%益金不算入が望まれ
- 課税済みの受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をお願いしたい。
- 理由不記載
- 二重課税排除の観点から、益金不算入とすべき。現在、益金不算入割合は50%となっているが、これは、連結納税制度創設に伴う財源措置（措置前は80%）によるものである。
- 現状の制度では、特定株式等以外の株式等にかかる配当等の50%は二重課税となっている。

- 平成21年度税制改正により国外子会社に係る配当金については益金不算入となったものの、配当額の95%を上限とすることや、国外の子会社以外からの配当については益金算入であることから、未だ制度としては不十分と言わざるを得ない。国内株式に係る配当についても100%益金不算入となっておらず、こうした二重課税は法人に過度の税負担を生じさせるのみならず、最終的な受益者である個人株主への配当原資を不当に減少させている。国外を含めた全ての株式に係る配当金につき100%の益金不算入を認めるべきである。
- 受取配当等の益金不算入制度は、確立した税理論に基づく「二重課税の排除」を目的とした制度であり、益金不算入割合100%というのが本来あるべき姿である。このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されている。
然るに、平成14年度税制改正において、連結納税制度創設に伴う財源措置の一つである「受取配当等の益金不算入制度」の縮減により、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。
こうした取扱いは国際的にも競争力低下を招くものであり、「二重課税の排除」という税理論に反するものである。また、株式市場の健全な発展に少なからずマイナスの影響を与えるおそれがあり、企業が株式を保有するインセンティブを低下させるものである。
従って、「二重課税の排除」という税理論の確立及び国際競争力確保の観点から、受取配当の益金不算入割合の引上げは必要不可欠である。
- 株式配当はすでに配当済みであるから、受取配当に対する課税は二重課税であり、認められるべきではない。
- 配当金を受け取った法人側で益金課税されることは法人税の二重課税と言えるが、平成14年度改正の内容はその益金不算入の限度額を引き下げるものであり、二重課税による税負担が増大している。この二重課税を排除すべく、特定利子負債控除の復活及び益金不算入割合を引き上げて従来通りのレベルまで戻すべきである。
- 法人間の受取配当金の益金不算入割合が50%であることは、二重課税排除の観点から不合理である。シャープ勧告に基づき、昭和25年度の税制改正で創設された際にも、「法人株主の受取配当についての二重課税を回避調整するための仕組み」として導入されたものである。また、特定利子は、株式等の取得のために要する支払利子ではないため、措置の廃止は不合理である。
- 配当金を受け取った法人側で益金課税されることは法人税の二重課税と言えるが、平成15年度改正の内容はその益金不算入の限度額を引き下げるものであり、二重課税による税負担が増大している。この二重課税を排除すべく、特定利子負債控除の復活及び益金不算入割合を引き上げて従来通りのレベルまで戻すべきである。

② 負債利子控除の廃止・改正

(理由)

- わが国法人税制においては、法人が受け取る配当について、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、諸外国に比べ二重課税排除の仕組みが歪められている。わが国企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税については、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。
- 配当金を受け取った法人側で益金課税されることは法人税の二重課税と言えるが、平成15年度改正の内容はその益金不算入の限度額を引き下げるものであり、二重課税による税負担が増大している。この二重課税を排除すべく、特定利子負債控除の復活及び益金不算入割合を引き上げて従来通りのレベルまで戻すべきである。
- 現行法による負債利子の計算は、非常に複雑なものとなっており、多大な事務作業負担が発生しているため、外国子会社配当益金不算入制度のように一定率による益金不算入を認めて頂きたい。
- 負債利子が控除されるのは、配当収入のコストが既に損金算入されているため二重控除を防止するという趣旨であるから、配当収入がないものまでを負債利子として控除することは、株式保有にかかる負債利子が課税されることとなるため負債利子の計算上、関係法人株式等（その他の株式等）の事業年度末の帳簿価額を同総資産で除したものを負債利子に乗じることとされているが、負債利子の計算上、関係法人株式等（その他の株式等）のうち、配当等の収入があったものの事業年度末の帳簿価額・・・としていただくことを要望する。（投資簿価と配当収入の関係で適用が受けられなくなる事例もあるため）

③ 25%以上かつ6ヶ月以上保有の株式にかかる配当の源泉税額について、全額控除を可能に

(理由)

- 会社法施行後、配当は任意の時期に行なうことができ、（現行の原則法である）所有期間に応じた控除税額計算の意味合いが薄れていること。また、二重課税の調整という観点から、受取配当等の益金不算入規定と同様の取扱いを希望するもの。

(3) 役員給与

①役員給与（賞与相当部分）の損金算入要件の緩和

(理由)

- 会計上で役員給与の費用処理が強制された背景（役員給与も役員報酬と同様に職務執行の対価）も踏まえ、税務上も役員給与（賞与に相当する部分）の損金算入要件の緩和を要望する。少なくとも上場会社において株主総会決議を経て支給される役員給与については支給金額の客観性も担保されていると考えられるため、損金算入要件の大幅な緩和を要望する。

②事前確定届出給与と出向

基本通達9-2-46は、出向と定期同額給与の関係について①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすること。

(理由)

- ・ 上記要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

③利益連動給与の損金算入要件の緩和

(理由)

- ・ 上場会社は、株式を公開しており、恣意的に役員が自ら利益に連動して給与を増額することは困難である。そのような実態を勘案して、上場会社及びその50%以上子会社の役員への利益連動給与についても、損金算入を認めてもらいたい。

④特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

(理由)

- ・ 給与所得控除は、所得税法上、給与と他の所得との担税力を考慮して設けられたものであり、これを法人の所得に加算することは、税理論をまったく無視することとなる。また、実務上は、一人会社を利用した租税軽減目的以外についても一定のオーナー企業である限り損金不算入部分が発生してしまうことがある。よって、特定支配同族会社に限って、法人所得に加算して課税することは、課税の公平性を害していると考えられる。
- ・ 法人税課税理論に所得税課税理論を強引に結びつけたものであり、租税理論上の合理性がない。

(4) ストックオプション

①親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いの明確化

(理由)

- ・ 親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いが明確でなく判断に苦慮している。

②公正発行ができない場合の、ストックオプション損金算入規定の創設

(理由)

- ・ 現行の制度では、実質的には公正発行(有償発行、相殺払込)することでのみ、ストックオプションの損金算入が認められている。しかしながら、子会社役職員に対しては、直接的な役務提供を受けていないため、報酬債権との相殺(公正発行)という法律構成をとることが困難であるため、やむ得ず無償・有利発行でストックオプションを付与している。実態としては、親会社は、子会社の役職員が提供した役務・サービスを通じた子会社を通じて享受したともいえる、やむ得ず、無償・有利発行しているに過ぎない。このように、公正発行できない場合でも、損金算入できるような明文規定を設けて欲しい。尚、所得税法上は親会社から子会社の従業員に付与したストックオプションについては、親会社からの給与として扱うこととされているので、法人税法上も考え方を併せて、給与と考え、損金算入できるように規定を整備すべきである。

(5) 減価償却

①耐用年数の見直し

(理由)

- ・ 減価償却費の計算については、税財で乖離するケースが多く、実務上大きな負担となっている。会計監査人が適正と認めた減価償却方法について、税務上許容(税財一致)する措置が必要。
- ・ 現在、日本の成長分野である産業用ロボットについては、国際競争力強化のために更なる設備投資が求められるが、平成20年度税制改正により、産業用ロボットについては大括化により年数延長となった。これについて耐用年数の大幅な短縮をお願いしたい。(生産用機械器具製造業用設備)12年→8年。

②固定資産区分の簡素化

(理由)

- ・ 固定資産区分の一部について、H20税制改正において簡素化が図られているが、改正部分以外の項目において、まだ実務上の負担を要するケースが多い。(例えば電子計算機及びNW機器等は、有機一体で機能するが、区分が別となること)

③少額減価償却資産損金算入基準の統一・引き上げ・一括償却資産の廃止

(理由)

- ・ 損金算入制度の取得価額基準：10万円未満
 - ・ 3年間の均等償却の取得価額基準：20万円未満
 - ・ 中小企業者の損金算入制度：30万円未満（平成22年3月まで、年間300万円を限度）
- 以上のように要件が複雑になっており、グループ会社内に「中小企業者」がある場合、グループ会社の連結管理、共通利用するシステム開発など事務的、コスト的に負担が大きいため、取得価額基準を20万円に統一する。
- ・ 簡素化の観点から現行の100千円未満を300千円（少なくとも200千円）未満へ引上げること。
 - ・ IT機器の増加、設備の高額化・件数増等を考慮し、少額減価償却資産の損金算入限度額を30万円に引き上げすべきである。
 - ・ 急速な技術革新によるソフトウェアの短命化は著しく、経済実態に合わせた見直しが必要。自社利用ソフトの耐用年数を3年に短縮していただきたい。またソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を100万円に引き上げていただきたい。
 - ・ 事務機器等は20万円台から50万円程度のもが多く、実務上の現物管理が煩雑となるなど管理コストの増大をもたらしているため損金算入の引上げが望ましい。
 - ・ 少額減価償却資産の取得価額基準については、景気低迷による税収不足を理由として平成10年度改正において20万円から10万円への引下げ及び一括償却制度の創設が行われたが、これら一括償却資産の管理に強いられる多大な事務負担及びコストが企業活動の足枷となっている。
 - ・ 一括償却資産については企業会計上は費用として処理されております。税務申告で加算処理が必要となっております。会計処理と整合性を持つことにより会計と税務の乖離の低減に結びつきます。したがって、少額かどうかの判定を20万円未満とし、一括償却資産の損金算入規定を廃止していただきたい。
 - ・ H20税制改正で減価償却資産の区分簡素化・耐用年数見直しがなされたが、10万円以上20万円未満の一括償却資産については、中小企業等の特例を除き、原則3年間で損金算入する必要がある。事務処理の簡素化の観点から、一括償却資産についても、一括損金算入化を認めるべきと考える。
 - ・ 減価償却制度が国際的にも遜色のないものとなっている現状に鑑みて、影響額が小さく、実務負担の大きい同規定について見直すべきであると考えため。

(6) リース税制

①リース税制と会計基準の取扱い統一

(理由)

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースについて、基本的処理は税財で合致しているものの、具体的な手続き（償却期間、償却方法等）が異なることから、税・財不一致となり複雑な申告調整が必要。この現状を踏まえ、申告稼働軽減の観点から、税務と財務の具体的な手続きを統一化させることが必要と考える。

②リース資産の付随費用の損金化

(理由)

- ・ 事務用機器等のリース資産の付随費用（運搬費用、据付費、設定費）については、小額であると想定されるため、実務負担削減等の観点から、一時の損金として処理することを許容する必要があると考える。

③所有権移転外ファイナンス・リース契約の承継

(理由)

- ・ 平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンスリースについて、新たな借手にリース資産の承継を行った場合、税法上の解釈では、利息相当額を区分せず、未払リース料の総額を元に計算したものを時価（リース資産、債務の価額）と認めている。しかし、財務上はリース資産とリース債務が承継されるものと考え、承継されるリース資産価額の算定においては、自己資産として償却した残存価額、リース債務の算定は、利息相当額区分後の未払リース料を基礎として譲渡価額を決定することが、妥当であると考えている。その結果、リース資産とリース債務の差額金について旧賃借人から新賃借人へ支出することとなるが、税法上の解釈では、その支出額を寄附金と認識（新賃借人は受贈益として認識）している。なお、この解釈は平成19年3月31日以前の契約についても同様である。平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンスリースについては、売買処理を行うこととされているが、未払リース料を基礎とした取得価額の考え方に差異が生じていること、また、貸手側の了解を得てリース契約を承継することは、グループ内取引に限らず事業の委託化においもて十分発生しうることが想定され、税法上の解釈が財務処理と掛け離れたものとなっている。

(7) 損金経理要件の廃止

(理由)

- ・ 国際的な企業会計基準と同様に、日本の会計基準も純会計的な方向へ進みつつある。今後は国際的に孤立しないためにも更にその方向で進むであろう。減価償却費に関する税制改正が行われても、損金経理要件がある限りはその効果は実効性を伴ったものとはならない。（仮に税制改正により法定耐用年数の短縮が行われても、会計上の使用見積年数に違いは無い。従って損金経理できる金額に違いは無く、税制改正の効果は出ない。） いつまでも会計に縛られては会計と税が分離している国の企業と互角に競争していくことが困難。

- 減価償却費等について損金経理（含む積立金方式。以下同じ。）要件が付されているため、会計処理が本来あるべき姿からゆがめられる場合があると同時に、償却超過・償却不足に係る調整が必要になるなど煩雑な申告調整実務を強いられている。現在の法人税法は会社法における確定決算に基づき課税所得を算出する構造となっているが、会社法における確定決算はあくまで債権者保護の思想によって行なわれるものである。一方法人税法の目的は課税所得の算出であるから、会社法の決算結果に抛らずとも、確定申告書によって正確な課税所得の計算は可能である。償却費などの内部計算に基づく費用の損金算入についても、会社法に基づく決算によって法人の意思を表現しなくとも、確定申告書にて表現することで課税上の弊害は生じないはずである。IFRS導入に向けた動きや、税制改正による課税ベースの拡大等により会計と税務の乖離が進んでいる状況を鑑み、企業の適正な財務報告、課税所得の算出及びこれに必要な事務負担の軽減を図るため、損金経理要件の廃止を要望する。
- 理由不記載
- 確定決算は会社法における法人の意思であり、法人税法上の意思は別途確定申告書にて表現可能であるから、会社法の確定決算に抛らずとも課税所得の計算には特段の問題は生じないはずである。従って会計と税務の乖離が進んでいる現状を鑑み、減価償却費などにおける、損金経理要件の廃止を要望する。

(8) 税法規定と会計基準の乖離調整

(理由)

- 昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当者レベルでは財務関係と税務会計の差異の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有り難く、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討頂きたい。
- 会計基準が、国際会計基準とのコンバージェンスの観点から頻繁に見直されている。対応する税制としては、課税上の弊害がない限り、確定決算主義の下で、実務上、過大な負担とならないよう柔軟なものとするべきである。
- 資産除去債務等、会計基準の変更が予定される中、税制上の取り扱いについて迅速な対応を行っていただきたい。
- 昨今、企業会計制度の変更(国際会計基準への収斂)が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。

(9) 評価損の損金算入

① 固定資産の評価損・減損損失

(理由)

- 時価が簿価を大きく下回っている事業用資産で会計上評価損失を計上した場合でも、税務上の損金算入は災害等による実質的な損傷がある場合に限定されているが、2005年度からの減損会計完全実施による固定資産の評価減にあわせ、税務も損金算入要件を緩和し、会計制度との整合性を図るべきである。
- 減損会計の導入につき、企業の競争力強化の観点から、監査にて適正と認められた会計上の減損損失については、税務上も認めるべきである。

② 有価証券評価損の損金経理要件の緩和・明確化

(理由)

- 時価が簿価を大幅に下回っていることが明らかな非上場有価証券について計上した評価損については、損金算入が認められるべきであるが、現実には通達等の解釈、事実認定等、当局側の対応・取り扱いが必ずしも明確化されておらず、結果的に納税者側が過大なリスクを負っている（結果として、事実上損金算入を行えない環境が醸成されている）。今般、上場有価証券評価損についての取り扱いは明瞭化されたことから、非上場有価証券についても同様の明瞭化が図られるべきである。
- 企業会計は積極的な減損処理が求められているが、税務上損金として認められない場合は、その処理を躊躇する要因となるか、多大な繰税金資産を抱えるかのいずれかとなる。税務要件の緩和（企業会計ルールへの近接化）が重要である。
- 上場有価証券については損金算入判断基準が明確化された一方、非上場株式については不明確であり、実務上困難である状況を踏まえ、非上場有価証券についても、評価損の損金算入判断基準(回復の見込みがない場合)の明確化が必要と考える。
- 有価証券の評価損については、企業会計と税務会計の乖離が大きく、公正な担税力の判定において、また実務の煩雑さにおいて問題なしとしないので、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産(有価証券)についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。

③ 棚卸資産の評価損

(理由)

- ・ 棚卸資産の評価損について、新会計基準の適用に合わせ、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準での評価損の計上を認めること。

(10) 引当金

①工事損失引当金の損金算入(会計基準との調和)

(理由)

- ・ 工事契約に関する会計基準が変更され、それに合わせて平成20年度の税制改正が行われたが、会計基準に規定されている工事損失引当金のみが税制上の措置が講じられておらず、税務と会計のイコールフットィングの観点から問題がある。
- ・ 工事損失引当金は会計基準に則り、計上され恣意性のある余地はない。会計基準と税制を一致させる観点からも損金算入できるようにすべき
- ・ 工事契約に関する会計基準の変更に伴い、平成20年度税制改正において、工事進行基準の取扱が変更されたが、会計基準で定める工事損失引当金だけが税務上の所要の措置が講じられていない。

②個別評価貸倒引当金

(理由)

- ・ 破産更生債務等の不良債権の回収率は10%にも満たない現状を踏まえ、個別貸倒引当金のうち、原行の繰入率50%→90%に引き上げていただきたい。
- ・ 個別評価の貸倒引当金につき、損金算入条件・基準を緩和すること。
- ・ 破産更生債権等のいわゆる不良債権の回収率は10%にも満たないのが実情であり、実情に応じた繰入率に引き上げるべき(現行50%から90%へ)
- ・ 会社更生法等の規定による更生手続き開始の申立等の事由が生じた場合の繰入限度額(現行50%)を大幅に引上げる

(11) 寄付金

①損金算入限度額の拡大

(理由)

- ・ 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要請する。
- ・ 現行の(所得×2.5%+資本等×0.25%)×1/2
↓
(所得×5.0%+資本等×0.50%)×1/2
へ倍増することで、ベンチャー企業への支援や政府の目が行き渡らない公的な社会貢献を企業がやり易くなる。

②損金算入限度未使用部分繰越控除制度の創設

(理由)

- ・ 寄付金損金算入限度額は、単年度で算定し、未使用部分は事実上放棄することになる。寄付金の公益性に配慮し、未使用部分の繰り越し控除制度が必要。

(12) 欠損金繰越期限の延長・繰戻還付制度の復活

①欠損金繰越期限の延長・繰戻還付制度の復活

(理由)

- ・ 我国の法人税法において、欠損金の繰越控除は、適正・公平な課税を確保するために欠損期間を遡って検証する必要性があることから、帳簿書類の保存期間に合わせた期間となっている。現行の商法、会社法をみると、会計帳簿について10年間の保管義務が課せられており、主要な帳簿を検証する環境は商法、会社法により担保されていることから、欠損金の繰越期間についても10年に延長してもらいたい。我国の制度は欧米先進国に比較し明らかに見劣りする。従って、日本企業と欧米先進国との競争力格差を排除し、欧米先進国企業と遜色無きようにするためにも、繰越期間の延長は必要である。
- ・ 各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められていることから、その事務負担・管理負荷が重くなり過ぎているため、要望させていただくもの。また、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものである為、セットで要望する。

- 金融の自由化による新規事業への進出や、競争激化に伴う企業収益の変動幅の拡大、巨大災害の発生等により、損害保険業界においても赤字決算や欠損が生じる可能性が高まっている。新規事業展開のための初期投資や巨大災害により欠損が発生した場合、現行の税制では欧米と比較して競争力に欠け、不利益が生じる面があり、これは経済の活性化や保険会社の健全な運営を図る上で問題である。したがって、欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うことにより、税制上の不利益がなくなり、企業経営の早期健全化、ひいては我が国経済の活性化に繋がる。また、普通法人のうち資本金1億円以下の法人や公益法人等の中小法人等には、平成21年度税制改正で繰戻還付が認められるようになったが、大企業も含めた法人に等しく適用されるべきである。
- 欠損金の繰戻し還付の停止については、措置法で規定されているが、本来時限的な措置で停止されているものと理解しており、一定期間が経過すれば解除されてしかるべきと考える。
- 平成20年度税制改正により平成22年3月31日まで延長されることとなった、欠損金の繰戻し還付の不適用措置について早急な解除を希望する。
- 課税の公平性を確保するためには、欠損金の繰戻還付の不適用措置は撤廃するべきであり、またその上で、繰戻期間の延長が必要である。
- 法人の業績は人為的に区切られた一定の計算期間によって全面的な評価を下し得るものではなく、継続した事業の流れの中で捉えられるべきものである。従って、発生した欠損金の繰り戻し、及び繰り越しを認めることは課税の公平性の面から妥当である。
- 企業にとって、課税上の期間損益の通算は、将来を見据えた中長期的観点からの経営を行う上で、非常に重要である。諸外国に比べ、わが国の現行制度は、期間の長さ等、明らかに不利で、産業競争力の観点から見て極めて問題である。欧米諸国とのイコール・フットイングを実現し、企業の国際競争力の維持・強化を図る必要がある。
- 諸外国に比べ著しく不利となっているわが国の欠損金の取り扱いを、税制の国際的イコールフットイングを実現し、企業の国際競争力の維持・強化を図る。欠損金の繰戻還付制度は、中小企業については今年度から復活したが、大企業については停止されたままである。昨年来の景気の急激な悪化に伴い、大企業についても欠損に陥る企業の増加している状況の下、繰戻還付制度を復活した上で、繰戻期間を3年間に延長し、欠損法人の早期黒字化を促進させるべきである。平成16年度税制改正で、欠損金の繰越期間が7年に延長されたが、依然として欧米諸国と比べ著しく不利となっており、企業の国際競争力の維持・強化にあたり、諸外国と比べて不利となっている税制は抜本的に見直していく必要がある。
- 昨年の金融危機を発端として経済不況下にあり、企業の設備投資の抑制が見込まれている。一日も早い景気回復のためにも、企業が投資を継続できる環境を整備することが必要である。欠損金の繰越期間の延長は投資拡大効果をもたらす強力かつ即効性のある景気刺激策と考えられる。また、我が国の欠損金の繰越期間は7年と諸外国と比較しても非常に短いものとなっている。
- 諸外国との比較において、同程度の期間延長
- 法人税、住民税、事業税については、企業の業績である所得に担税力を求めている。だが、本来、担税力の源としての企業の業績は、ある一定の期間のみで評価するものではなく、公正妥当な会計処理の前提となる継続企業の前提に基づき、永続的な企業活動を通じて捉えるものである。上記を踏まえ、企業の過去の業績低迷による担税力の低下を、ある一定の期間（7年間）により控除する現状の欠損金の繰越期間制限の制度は不合理と考える。なお、期間延長を検討する場合には、米国における20年が一定の指標となると考える。
- 昨今の景気悪化に伴い、欠損金の控除が7年間では困難な状況となっており、10年間以上に延長することを要望する。
- 保有する傘下子会社株式の売却損や減損等、営業を行わない純粋持株会社に突発的に生じた繰越欠損金は、その回収手段に限りがあり失効する可能性が高く、安定した連結経営基盤が損なわれかねないため。

②繰越欠損金の控除期間延長申請制度の導入

(詳細) 現在繰越欠損金の繰越期限は7年であるが、以下の条件を充足することによって、控除期間を発生から10年間まで延長できる事とする。

- ①未使用の繰越欠損金残高のうち、期限延長したい額を当局に申請する。
- ②期限延長したい未使用の繰越欠損金残高に対する税額相当金額を前払い納付する。
- ③申請法人に限り税務時効が10年となる事に同意する。

◆前払い納付した金額は将来の納税にのみ充当され、基本的に還付されない。また納付金額には利息は付かない。

◆会社清算等、特定の事情により還付は可能となるが、期限延長の適用は遡及して取り消され、納税債務と精算の上還付となる。還付金額への利息は日本銀行の定める基準割引率を適用する。

◆不況時のみの対応として、租税特別措置の枠内で導入する。

(理由)

- 全世界的な不況により、多額の不良債権が発生している中で、それらの損失処理により、現状7年間となっている期限内の繰越欠損金の消化が困難になっている。繰越欠損金の期限切れによる税効果への影響は、企業財務にとって大きな負担であるため、繰越欠損金の期限延長が強く求められるところ。一方、期限を延長すると歳入減少懸念等もあるため、現状期限延長要望は実現されていないが、延長の見返りに前払い納付をセットとすることにより、国庫にとって足下の歳入を確保しつつ、法人側では不良債権処理の加速を可能とし、景気全体の早期回復が図れる。

(13) 定義規定の明確化

①無形固定資産・繰延資産区分

(理由)

- 情報のデジタル化、ネットワーク化が進む中、企業において多様な「知的財産」が生み出され、自己利用のほか、売買・貸付の対象ともなっている。現状の税務の取り扱いにおいては、当該「知的財産」が無形固定資産又は繰延資産のうちいずれに該当するのか、必ずしも明確となっていないケースが多く、実務の対応に苦慮するケースがある。現状の実務に即した区分を設けるとともに、これら資産の売買取引等を行う場合の評価方法についても、一定の指針の策定をお願いしたい。

②ソフトウェア取得価額算定における研究開発費

(理由)

基本通達は「研究開発費の額」について「ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる」としているが、「研究開発費」の定義が不明なので、別途定義して欲しい。通達での定義が困難な場合は、質疑応答事例として公表するなど、指針を出して欲しい。その際、ソフトウェアを制作する代表的な業種を取り上げ、その取得パターンに応じて（自社制作、他社からの購入、他社からの使用権取得、など）どのような支出が「研究開発費」と認められるのか、具体的に例示することで、より円滑にソフトウェアの取得価額を算定計上することができると思われる。

(14) 特別法人税の廃止

(理由)

- 社会の多様化、社会構造の変化に対応した新たな枠組みとして平成13年10月に導入された確定拠出年金制度が、自助努力による退職後の所得確保のための新たな選択肢として十分機能するためには、制度の健全な発展・普及の促進が必要である。そのためには、税制面でのバックアップが必要不可欠である。平成22年度までは経過措置により退職年金等積立金に対する特別法人税は、課税停止となっているが、恒久的制度としての課税撤廃が必要である。
- 年金制度については、確定拠出年金も含め、今後の高齢化社会の到来を踏まえ、年金資産の充実・運用収益の向上を図る必要がある。
- 企業年金による自助努力の必要性は、ますます高まってきている。年金の積立金に課税される特別法人税は、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。
- 企業が退職年金制度にスムーズに移行できるような環境を整えることが肝要であり、移行を阻害する要因の1つである退職年金等積立金に課せられる特別法人税の廃止を要望する。
- 平成22年までは特別法人税は課税はされないこととなっているが、今後、社会的に企業年金は重要性を増しており、特に政策的に中小企業者に企業年金の導入を進めるため、特別法人税の課税制度を廃止する。

(15) 確定拠出型年金制度に係る租税

(理由)

- 社会の多様化、社会構造の変化に対応した新たな枠組みとして平成13年10月に導入された確定拠出年金制度が、自助努力による退職後の所得確保のための新たな選択肢として十分機能するためには、制度の健全な発展・普及の促進が必要である。そのためには、税制面でのバックアップが必要不可欠である。平成22年度までは経過措置により退職年金等積立金に対する特別法人税は、課税停止となっているが、恒久的制度としての課税撤廃が必要である。
- 平成13年10月に確定拠出年金制度が導入されたが、同制度は企業型において採用が徐々に増えるなどの傾向がうかがえるものの、個人型も含め未だ十分に普及されていない状況にある。さらなる同制度の普及を促すべく税制措置を講じていただきたい。企業型年金は企業による掛け金の拠出のみであり、個人である従業員がこれに上乘せすることはできないが、これが認められる際には企業型年金の普及・発展促進の観点からも当然に、税制上の措置も合わせて講じられるべきである。
- 平成16年度及び平成21年度税制改正により、拠出限度額の引上げが措置されたが、確定拠出年金制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能するべく、拠出限度額については老後の所得を保障するに十分な額が確保できる水準にまでさらに引き上げる必要がある。

(16) その他

①同族会社の留保金課税の廃止

(理由)

- 昨今の厳しい経済環境では、大会社であっても、内部留保の充実を図ることが必要であり、内部留保に対して、一定の「ペナルティ」を課す、留保金課税は即時廃止すべき。当初の所得税と法人税の税率差異を利用した租税軽減行為を防止するという目的も薄らいでいると考えられる。

②電話加入権の損金算入

(理由)

- 電話加入権の実勢相場は下落傾向にあり、将来の電話加入権の廃止の方向を踏まえ、現在は減価償却資産に該当しない電話加入権を損金算入できるよう要請する。

③法人住民税均等割額の損金算入

(理由)

- 法人住民税（道府県民税及び市町村民税）の均等割は各事業年度末における資本金等の額及び従業者数により定められている。これは企業にとって一種の必要経費と考えられるため、法人税の計算上は損金に算入されるべきもので

④合同会社に対するパススルー課税

(理由)

- 「合同会社」は会社法による新たな法人形態として創設されたものである。米国では、これと類似した組織形態であるLLC (Limited Liability Company) が共同事業の展開に活用され、米国税制においては出資者段階での課税の選択も可能となっている。わが国においても合同会社について、日本版LLCとしての役割を果たし、企業が迅速に活用できるようにパススルー課税の適用を検討すべきである。

⑤公益法人関係税制の整備

(理由)

- 特例民法法人（旧公益法人）が新制度に円滑に対応できるようにすることが必要。

⑥金庫株の取扱い明確化

(理由)

- 金庫株の取り扱いについては、条文だけでは判断しにくい問題が多い。そこで、現在役員給与で実施しているQ&A等により取り扱いを明確化してほしい。

⑦借地権設定における権利金の認定課税について、近年の市場金利および土地への投資における利回りの実態を鑑み、相当の地代を更地価額の年6%から年3~4%程度まで引き下げ

(理由)

- 借地権設定における権利金の認定課税における「相当の地代」については、現在「おおむね6%」であれば適正とする旨通達で明かにされている。金利上昇局面にはあるものの未だゼロ%に近い低金利が続いている状況下においては、6%という水準は経済的な実態から見て非常に高いと言わざるを得ない。これを実態に近い3~4%程度に引き下げることを要望する。

⑧鉄道支線会社に対する支援行為に係る優遇措置

(理由)

- このたび、支線を上下分離し、利用者、自治体、鉄道事業者の3者が一体となって支えていくスキームが構築された。このスキームは支線運営会社において、さらなる経営努力により運営コストを削減することを前提に、上記の3者が応分の負担をしていくものである。従来、鉄道支線の存廃が議論されてきた過程で地元住民等からは存続に向け強い意思が表明されてきた一方で、これが直接輸送需要の拡大にはつながってこなかった現実がある。このスキームにしても今後は輸送需要の予測が下振れした場合、各者の負担は増大し、結局は廃止に追い込まれる懸念がある。これらの事情を踏まえ、今後、当該鉄道支線を地域に必要なインフラ・沿線地域の付加価値向上に不可欠な基幹設備として支えていく枠組みに、地域の住民、企業等の参加を促すことが重要となる。したがって、地方自治体を通じて鉄道支線運営会社へ支援を行った場合、個人においては寄附金控除（所得税）の対象とし、法人の場合は自治体への寄附金と同様に扱い、鉄道支線運営会社においてはこれを設備の取得に充てた場合は、圧縮記帳の対象として認めていただきたい。

⑨解散による清算所得金額の算式上の利益積立金額はゼロまでとし、マイナス利益積立金額は考慮しない

(理由)

- 国内普通法人等の解散による清算所得の金額は、その残余財産の価額からその解散の時における資本金等の額と利益積立金額等との合計額を控除した金額とするところから、マイナスの利益積立金額が存在する場合には、清算所得の増額要因となると考えられる。一方、通常の事業年度において資産を譲渡して含み益が実現しても、マイナスの利益積立金額である欠損金と相殺が可能（課税所得の減額要因）であることを考えると、課税の公平の観点からは、解散による清算所得金額の算式上の利益積立金額はゼロまでとし、マイナス利益積立金額は考慮しないよう改正すべきである。

⑩解散した内国法人等の株式等を取得した場合の解散による清算所得の金額の計算規定の削除

(理由)

- 規定の存在意義がなくなっているので削除を要望する

⑪納付期限の延長

(理由)

- 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を1ヶ月延長頂きたい。

租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制

①研究開発税制全般の見直し

(理由)

- 研究開発促進税制は、わが国経済成長の礎となる企業の競争力を維持・強化し、更にはわが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための根幹をなす税制である。企業間競争は益々グローバル化しながら激化の様相を呈しているが、わが国企業にとっては、新製品開発・新技術開発に資する積極果敢な研究開発投資を不断に行うことにより、競争力の源泉である技術力・開発力を更に一層強化していくことが必須となっている。研究開発税制については、上乗せ措置の延長はもちろんのこと、税額控除率の引上げといった更なる充実を図るべきである。
- 国際競争力強化の為に研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらしており、今回の経済危機対策の恒久化を要望する。
- 景気低迷化においても、リスクが極めて高いR&D投資へのモチベーションを高め、我が国のイノベーションを促進する税制措置として試験研究費の税額控除制度は極めて重要であり、「時限措置」の期限延長は不可欠である。また、「増加型」に比べて控除率が低い「高水準型」の控除率の引上げを要望する。

②企業会計との調和

(理由)

- 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産及び自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること
- 企業会計と税務会計が大きく乖離しているため、企業会計に準じて即時償却を要望する。
- 特定の研究開発目的の機械装置等とは、『特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合の原価は、取得時の研究開発費として処理する。ここでいう「特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない」とは、特定の研究開発プロジェクトの目的のみに使用され、他の研究開発プロジェクトには使用することが機能的・物理的にできないことをいう。』これらは企業会計上、発生時において費用処理されるが、税務上この点が明確でなく、実務においては固定資産としての機能・属性を備えている以上、固定資産であると取り扱っている。これには会計理論上積極的な理由を欠いており、実務も煩雑なため、通達等において企業会計と同様の取扱いである旨を明記することを強く要望する。

③特別試験研究に係る税額控除制度の改善

(理由)

- イノベーションの促進に向けて、社外リソースの有効活用も重要であり、現行制度の利用が容易なものとなるよう、下記の手当てを要望する。
 - ①当該税額控除分の控除限度額の上乗せ
 - ②手続き要件の簡素化

④要件の緩和

(理由)

- 我が国企業の国際競争力強化のためには、本税制のさらなる拡充が必要である。また試験研究費の範囲とされる人件費の金額について、税務上の要件を一般に公正妥当と認められる原価計算に基き計算された配賦金額を認めると明示していただきたい。
- 前年度からの繰越控除超過額について、当年度の試験研究費が前年度の試験研究費を上回る場合のみ控除を認められているが、当該要件の撤廃を要望する。

⑤追加経済対策による措置の延長・恒久化(控除限度超過額の繰越期間延長、上限額の見直し)

(理由)

- 我が国企業の国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、その強力な後押し効果をもたらしている本税制の税額控除限度額を引上げることがを要望する。限度額の引上げに際しては法人税額の30%とすることを要望する。
- 「経済危機対策における税制上の措置」にて、時限的に3年間延長されたが、恒久的措置とされることを要望する。
- 「経済危機対策における税制上の措置」にて、総額額型の税額控除可能限度額が現行の法人税額20%から30%へ時限的に引き上げられたが、恒久的措置とされることを要望する。

- 研究開発費は企業の競争力の源泉であり、それを支援する本税制は非常に有効な制度である。自動車業界では安全・環境をはじめとする様々な新技術・新商品への研究開発投資を行っている。今後も世界トップレベルの国際競争力を維持し、更なるイノベーションを後押しするためにも、今回の措置及び本年度で期限切れの時限措置について、拡充・延長すべき。具体的には
本年度の追加経済対策で時限的に認められた、税額控除上限額の見直しと控除限度超過額の繰越期間延長（H21・22年度発生分についてH24年度まで）について、
①繰越期間を繰越期間を3年とし、恒久的制度とすべき。
②“前年度から研究開発費が増加していること”という適用条件は撤廃すべき。
③控除上限額は法人税額の40%とすべき。

⑥増加額に係る税額控除制度の延長

(理由)

- 増加額に係る税額控除が期限切れとなった場合、控除上限が追加経済対策以前のレベルに戻ってしまい、対策の効果が薄れる。

(2) 交際費損金不算入制度

①損金不算入制度の廃止

(理由)

- 交際費と比較して相対的に業務関連性の低い寄附金については資本金基準と所得基準に対応した一定の損金算入限度額が設けられている。他方、交際費については、冗費・濫費的なものがあるものの、事業関連性を有し企業の事業遂行上の必要から支出するものであり、本来、損金性が認められるべき性質を有すにも関わらず、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人については全額損金不算入となっている。これは、寄附金の課税制度に比べて交際費等の課税制度が著しく均衡を欠くと考えられる。
- 交際費は事業活動上必要な費用であり、本来ならば、損金性があると考えられる。冗費抑制という趣旨をかみ、一定限度の損金算入とすべし。
- 取引先の接待等、売上増進に繋がるような支出については、損金算入を認めていただきたい。
上記について、損金算入が困難であれば、基準の引き上げをお願いしたい。
「基準の引き上げ」
取引先に対する飲食等による接待は、商談の延長線上にあり、営業活動において必要不可欠な経費です。当該5,000円基準を、1万円程度に引き上げることによって、より効果的な販売促進活動につながると考えられる。

②企業規模に応じた損金不算入限度額の創設

(理由)

- 企業規模が大きいほど事業活動は活発であり、また形式基準によることとした方が申告法人の事務負担が少ないことから、全ての法人について、その企業規模に応じて交際費損金算入限度額を設ける。（企業規模の大きい方が、損金算入限度額を大きくする。）

③取引先等訪問時に持参する少額の手土産（@3千円以下）費用の損金算入

(理由)

- 平成18年度に事業の円滑化に必要な5千円以下の社外飲食費用（役職員間の飲食を除く）について損金算入が認められた。取引先等を訪問する際に持参する少額の手土産も事業の円滑化に必要なもので一般的商慣行として定着しており、飲食費用と同様に一定金額（例えば、@3千円）以下の贈答費用については無条件で損金算入を認める措置の創設を要望する。

(3) 情報基盤税制

①適用期限の延長

(理由)

- 高度な情報セキュリティシステム導入による企業間の情報共有・活用の促進及び抜本的な国際競争力の強化等の観点から、当税制について、当面の間継続する必要がある
- 世界的な競争環境を生き抜いていくには、企業の生産性向上は欠かせない。さらに、人口が減少傾向に転じた日本にとっては他国に増して更に重要となる。情報基盤強化税制を延長することで企業の生産性向上と同時に投資の促進に繋がる。
- 我が国の成長戦略において情報基盤強化設備等の投資促進は有効である。

②適用法人の拡大

(理由)

- 課税の公平のため、情報通信機器の税額控除の対象拡大中小企業に限定して適用可能な税額控除を、大法人にも認める

③適用対象の拡大

(理由)

- ・ 中長期にわたる企業活力の維持・向上に向け、企業における経営基盤の更なる強化が求められているところである。そのためには、企業活動のあらゆる局面において最新の高度情報技術を採用し活用することが不可欠であり、企業はハード及びソフトの両面において積極的なIT投資を継続している。情報基盤強化税制については単純延長に留まらず、適用対象については、平成15年度に創設されたIT投資促進税制と同様のより広範なIT関連設備を対象とするべきである。
- ・ 現行、ISO15408認定製品に適用対象を限定しているが、その認定はバージョン毎に行われ、導入実績の把握が煩雑となっていること(例えば、ISO15408認証を受けた後、バージョンアップをしたソフトウェアについては、従前よりもセキュリティが向上しているにもかかわらず、対象外となってしまう等のケースあり)更なるIT投資の強化のためには、セキュリティ強化を目的とした情報通信機器を購入した場合はすべて適用対象とする、セキュリティ等に限定せず自社開発のAPソフトウェア等を適用対象とする、等の措置が

④控除繰越期間(1年)の延長(7年)

(理由)

- ・ 企業は、財政状況が苦しい中でも投資を継続しているが、投資による所得増加が実現されるには相当の期間を要する一方、現行控除繰越期間(1年)は短すぎることから、繰越欠損金(7年)並みに延長する必要があることか

⑤控除限度額(法人税額の20%)の撤廃

(理由)

- ・ 控除限度額(法人税額20%)の規模によっては、投資が抑制・先送り等される場合もあることから。

(4) 海外投資損失準備金制度(適用期限の延長、対象範囲の拡大)

(理由)

- ・ 海外植林事業に対するリスク軽減措置が今後も必要。
- ・ 海外に鉱物資源を依存する日本において、安定的な資源調達に資する施策は必要不可欠のものである。海外投資等損失準備金制度の延長だけでなく、減耗控除制度等との合わせた資源開発促進措置として整備されるべきである。
- ・ 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料が必要であるが、将来の燃料資源を確保するためには海外のエネルギー資源開発に積極的に参加する必要がある。このため、非常にリスクの多い海外事業への円滑な参加及び電気事業経営の安定化を図るため、現行制度の適用期限の延長を要望する。
- ・ 当業界にとっては、製紙原料である木材の長期的かつ安定的な確保を図るために、自主開発による植林事業を積極的に推進することが不可欠である。しかし、植林事業は巨額の投資を必要とする上、植林から伐採開始まで最短でも10年程度の長期間を要するほか、干ばつ、病虫害、山火事、為替変動、現地の政変等様々なリスクが伴う。このようなリスクを軽減するため、本制度を延長してほしい。

(5) 特定資産の買換特例

①適用期限の延長・恒久化

(理由)

- ・ 特定資産の買換えに係る特例は、国の社会・産業政策に沿った資産の買換えのためにも大きな役割を果たしていると考えられることから、恒久的な制度とするか、少なくとも適用期限を延長すること。
- ・ 法人が遊休地を売却し、新規事業への進出や競争力の維持のために、建物・機械装置等の新たな資産の購入を行い易くするよう、本制度を時限措置から永続的な取扱いに改めることを要望する。

②買換資産取得特定期間の再延長に係る申請規則の緩和

(理由)

- ・ 買換資産取得特定期間の再延長については、租税特別措置法施行令で「取得をすることが困難となった当該事情の生じた日から二月」以内に申請書を納税地の所轄税務署長に提出することとされているが、実務上は、メーカーの納品遅れなどにより、完成工期が多少遅れることは頻繁にあり、その度に申請書を提出して承認を受けることは、納税者及び税務署双方に負担となっている。多少取得が遅れても、同一会計年度中に完成・取得するのあれば、課税所得に対する影響は全くないので、「当該取得指定期間と同じ会計年度内に取得可能な場合は再延長申請は不要とする」などという項目を設け、申請規則を緩和して欲しい。

(6) SPE

①投資法人の一時差異調整制度の導入

(理由)

- ・ 導管を目的として設立された投資法人であるが、投資家を保護する目的で制定されている会計基準の頻繁な変更により税制が追いつけず、会計上の利益と税務上の所得との乖離が拡大し、税負担が発生するリスクを常に負っている。
平成21年度税制改正で支払配当要件の判定式の問題は解決されたが、税会不一致を原因とする税負担そのものは免除されていない。現在投資法人は、過去に損金不算入とされた費用を認容減算しても、当初納付した税金の還付を受け、もしくは認容年度の税負担を減らす手段を持たない。したがって、その差異を調整するためにも欠損金額の発生を認めるべきであり、繰戻還付の対象とすべきである。

②投資法人に係る減損損失の時限的損金算入制度の導入

(理由)

- ・ 減損会計導入の趣旨は、不採算事業にかかわる固定資産の評価損を計上することで企業経営の実態を正しく表示することである。一方で、現行の税務では、売却により損失額が確定するまで損金算入が認められない。普通法人と異なり、投資法人は「減損損失を計上すると課税所得が増加し、税負担が重くなる」という構造的な不利益を被っている。投資法人には、減損損失を計上することにより節税を図る意図はまったくない。企業経営の実態を正しく表示する目的で減損損失を計上しても、税負担が増加して経営が悪化するのでは本末転倒である。減損損失の否認による課税を回避するために、減損の兆候により減損対象になりそうな不動産については、その事業年度中に売却して損失を確定させることはできるが、税負担は発生せずとも、売り急ぐと買い叩かれて譲渡損失が増加してしまい効果は薄れる。また、低い価格で売却すると、その物件の周辺相場にも悪影響を与える可能性がある。そこで、合理的な価格で売却を行うために、売却活動に一定の時間の余裕を認める制度の導入を要望する。

③導管性要件（損金算入要件）の緩和

SPCの優先出資証券が公募発行される場合の引受人の人数要件の撤廃

SPCが適格機関投資家及び一定の者から特定目的借入を行う場合も対象に

SPCが発行する優先出資証券の引受人の範囲を適格機関投資家以外の一定の者まで拡大

投資法人が一般私募で投資口を発行する場合も対象に

投資法人がSPCの発行する優先出資証券等の100分の50以上を取得する場合も対象

(理由)

- ・ 不動産証券化市場の拡大、不動産流動化の促進の為に多数の不動産投資商品が販売されそのマーケットが一定規模以上に育つ必要があり、その為にも導管性要件の緩和、譲渡益課税の繰り延べといった税制優遇措置は必要であると考えられる。

④譲渡益課税の繰り延べを認める特例措置の創設

・ SPCに不動産を譲渡した対価として優先出資証券を取得した場合

・ 投資法人等に不動産を譲渡した対価として投資証券等を取得した場合

・ 匿名組合営業者に現物出資し事業参加者として出資者たる地位を取得した場合

(理由)

- ・ 不動産証券化市場の拡大、不動産流動化の促進の為に多数の不動産投資商品が販売されそのマーケットが一定規模以上に育つ必要があり、その為にも導管性要件の緩和、譲渡益課税の繰り延べといった税制優遇措置は必要であると考えられる。

(7) 土地譲渡益課税(土地重課)の廃止

(理由)

- ・ 土地重課はそもそも土地取引に対する二重課税であり、不公平税制である。バブル期に於いては地価抑制等からある程度の必要性があったとも考えられるが、現在その役割は終了している。税制の簡素化の為に役割を終えた税制は廃止すべきであり、超短期重課の廃止だけでなく、長期・短期重課について凍結でなく廃止が望まれる。
- ・ 本制度は平成25年12月31日まで適用しないこととされているが、投機的な土地取引を防止するという本制度が定められた当初の目的は、経済状況の変化により無意味なものとなっており、むしろ現在は一層の土地の流動化を図ることが求められる状況になっている。そのため、本制度の廃止を要望する。
- ・ 土地（不動産）の流通・取得・保有段階において、不動産の流動化を促進するためにも土地関連税制の軽減は不可欠である。平成21年度税制改正において、土地重課益制度の適用停止措置が5年間延長されたが平成25年12月32日をもって期限が切れるため、これをもって廃止すべき。また地価税についても当面の間課税停止されているが、どちらの制度も既に当初の政策目的は失われている。今後の事業や資産の売却及び企業の円滑な事業再構築を引き続き活発化するためにも、土地譲渡益重課制度および地価税は制度そのものを撤廃すべき。

(8) その他

①収用等の場合の所得の特別控除限度額引き上げ

(理由)

- 国や地方自治体が魅力あるまちづくりを進めていくにあたり収用等を円滑に行うため、税額控除の引き上げを求めるものであります。現在、収用等による譲渡所得は5千万円までの税額控除が認められております。また、平成16年度税制改正において、当該制度の一部緩和が図られました。しかし、土地の価額が下がっているとはいえ依然として高く、「5千万円」という額では十分に機能していないのが現状であります。そこで、控除額を1億円に引き上げ、当該制度が有効に機能すれば、現状よりは収用等が円滑に行われるものと考えられます。

②火災保険等に係る異常危険準備金の積立率および洗替保証率の引上げ 火災保険等の積立率を現行の100分の4から100分の5に引き上げ 洗替保証率を現行の100分の30から100分の40に引き上げ

(理由)

- 近年、自然災害が世界的に大規模化・増加傾向にあるが、こうした巨大リスクに対しても、確実に保険金を支払うことが、損害保険会社の社会的責務である。損害保険会社は、その社会的責務をまっとうするため、発生の時期・規模の予測が困難な自然災害に対し、平時から異常危険準備金を積み立て、保険金支払原資の確保に努めている。しかし、近年の自然災害の発生により、異常危険準備金の無税残高は大幅に減少した。特に平成3年の台風19号では一台風として過去最高の5,600億円強の保険金が、平成16年には史上最多の台風10個が上陸し7,400億円強の保険金が支払われるなど、大きな準備金取崩しが発生しており、現在もまだ平成3年以前の準備金残高にまで回復していない。また、監督および会計においては、確実な保険金支払を図る観点から、平成17年4月1日以降、既往の最大台風である伊勢湾台風規模に相当する大規模自然災害保険金の額を積立上限額とし、累積の積立額がこれを下回る場合には、異常危険準備金の積立計画を定め計画的に積み増しを行うよう制度の見直しが行われており、税制においても本制度に対応した措置が必要と考える。

このような状況を勘案し、平成19年度税制改正において、火災保険等の異常危険準備金の積立率が引き上げられ、平成21年度までは「100分の4」（本則「100分2」）とされたが、本年度経過措置が期限切れを迎える。巨大災害の支払いに耐えうる十分な準備金残高を確保することは、保険会社の経営の安定に資するのみならず、制度がない場合に比べ国の税収（保険会社の納税）額が安定するという効果もある。巨大災害時に保険金支払責任を確実に履行することで、損害保険会社の社会的役割を十分に機能させるためには、積立率の引き上げおよび洗替保証率の引き上げによって、積立残高を早期に充実させることが必要不可欠である。また、今後の金利上昇により運用益自体の増加が見込まれるため、非課税化されることにより一層の充実が図れることになる。

③地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置

(理由)

- 地震国である我が国において、地震災害への対応は国民的な課題であるが、その対応手段の一つとして、「地震保険に関する法律」に基づき、政府再保険のバックアップのもと、ノーロス・ノープロフィットで運営されている極めて公共性の高い地震保険がある。

損害保険業界では、地震保険の商品改定等を通じた制度の充実や、普及率の拡大を図っているが、これにより地震発生の際の保険金支払責任限度額は増加傾向にあり、地震保険の異常危険準備金残高を上回る状況となっている。

さらに、平成18年度税制改正において地震保険料控除制度が創設されることとなったことにより、今後一層の地震保険の普及拡大が見込まれる。また、平成21年4月から、民間責任限度額も8778億円から1兆1085億円へ引き上げられ、さらに平成22年4月からは、民間責任限度額1兆1987.5億円になっている。

このような状況において、保険会社が保険金の支払いに万全を期するためには、異常危険準備金の一層の充実を図ることが急務となっており、そのためには、地震保険異常危険準備金の運用益積立を全額非課税とすることが不可欠である。

④中小企業投資促進税制の拡充、延長

(理由)

- 世界的な金融危機による世界同時不況により、昨年後半以降、我が国経済も急速に悪化し続け、企業の経営状況はかつてない極めて厳しい状況であり、特に財務基盤の弱い中小企業は企業存続の危機に瀕している。こうした厳しい経営状況にあるにもかかわらず、中長期的な企業経営の観点から、地球環境問題への取組みを意識し、環境性能に優れた最新の車両を購入する中小企業にこそ、本税制の適用により財務状況を支援すべきである。また、資本金3,000万円超の法人にも税額控除の利用を認めることにより、我が国経済を支えるより多くの中小法人が本制度を活用できることから、ひいては経済全体の底上げや成長力強化にも資するものとなる。

組織再編成

(1) 適格要件の緩和、組織再編成取引の取扱い明確化

①適格組織再編対価要件の「株式」の範囲の緩和

(理由)

- ・ 会社法の対価の柔軟化により組織再編の対価として、株式のほか、新株予約権等の交付が認められることになった。特に、新株予約権については、経済的に株式として取扱うことができ、かつ、予約権の行使により発行人の株式を取得する際も原則的に課税関係は生じないため、課税上の弊害は起こらないものとする。従って、「株式」の範囲に新株予約権を加えることにより、会社法が予定している法律行為とも整合することが期待でき、企業経済活動の促進に寄与できるものと考えられる。

②三角組織再編の際の親法人株式の範囲拡大

(理由)

- ・ 組織再編税制が整備された背景には経済活動のグローバル化・技術革新の急速発展・規制緩和の促進等があり、企業組織の再編成を迅速かつ柔軟に行えるようにする要望により同税制が導入された。オペレーション上は株式を交付する親法人が実質的に直接保有している場合であっても、様々な理由等で間接に保有する場合もあることから、直接保有だけを適格組織再編の要件とするのでは企業の柔軟な経済活動が税制により阻害される可能性がある。また、通常の100%グループ内組織再編においては直接のみならず間接保有も認められるため、三角組織再編の場合のみ直接保有が要求されることには整合性がない。支配の継続性は直接のみならず間接分を含めても達成可能と言うべきである。従って、直接100%保有のみならず、間接100%保有の場合も適格要件を充足する親法人株式とするべきである。

③公開買付後に行われる株式交換等の金銭等交付5%セーフハーバーの創設

(理由)

- ・ 株式交換等の際に端株方式により少数株主を排斥する場合で、既に公開買付けを十分に行った後に少数株主を排斥することは（例：95%取得後の端株株式交換による少数株主への金銭交付）、効率的なグループ運営のために経営上や法律上の観点から行われるものであり、もはや金銭を使った資産取得とは言えない。かつ、公開買付けは金融商品取引法に従って行われるものであり、そこに税務目的の恣意性が介入する余地は限りなく低い。従って、旧株式交換税制と同様に5%以下の金銭交付は対価要件の適用除外とすべきである。

④全部取得条項付種類株式によるスクウィーズアウト(SQO)後の合併の取扱い

(理由)

- ・ SQOと合併は私法上独立した取引であり、SQOにおいて少数株主に金銭を交付したことが、合併において金銭を交付したことに換えておかないと考えるが、一部でこのリスクを懸念する声があり、実務で混乱があるため。TOB+全部取得条項付種類株式方式で、少数株主に会社法234条もしくは172条の定めにより対象法人が現金を交付するSQOをした後、買収ビークルであるSPCが対象法人に合併される場合に、SQOと合併が一連の取引として取り扱われ、現金交付を伴う合併として非適格合併として取り扱われることがないことを明確にしていきたい。

(2) 時価評価・計算規定の整備

①「時価」概念の明確化

(理由)

- ・ 「時価」に関する曖昧さの解消、および、具体的算定方法の例示

②非適格株式交換等において時価評価課税を受ける営業権の算定方法

(理由)

- ・ 非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額が、(i)買収金額と時価純資産額との差額か、(ii)(i)の金額から買収プレミアムを除いた金額か、(iii)財産評価通達等の基づいて算定した金額か、実務上問題となる可能性があるため。

③組織再編における減価償却費・準備金繰入

(理由)

- ・ 適格分社型分割による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書につき、提出の撤廃ないし申告書に添付するよう、変更してほしい。

④資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の取扱いの明確化

(理由)

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

(3) 欠損金の利用

①欠損金・含み損失に関する制限の緩和

(理由)

- ・ 適格組織再編成において、設立当初から特定資本関係を構築している場合は、特定資本関係が5年未満であっても欠損金や含み損失に係る制限の適用除外としていただきたい。
- ・ 繰越欠損金を有する法人が、分社型分割又は現物出資により自己の事業の一部を切り出して子法人とした後、5年以内に自己を合併法人とする適格合併をして子会社を吸収した場合において、共同事業要件を満たさないことにより、繰越欠損金の繰越し及び引継ぎが制限されてしまうことがあるが、合併法人と被合併法人が元々同一の法人であり、子会社化した後に何らかの事由に基づいて再度合併による同一法人化を図ったケースの場合には、合併法人の有する欠損金を不当に利用することを目的とする組織再編が行われたとは言い難い。子法人の欠損金が引継がないだけでなく、親法人の欠損金の繰越しまで制限を受ける理由が乏しいと考えられる。

②組合による特定支配関係の緩和

(理由)

- ・ 内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

(4) 海外事業を買収した際の経過措置として事業統合に伴い発生する売却損益の課税繰延制度の導入

(理由)

- ・ 例えば英国及び英国に準じた会社法を採用する国においては合併制度がないなど、日本の会社法と制度が異なることから、日本法人が海外事業を買収した後に事業統合を行う時に、日本の適格組織再編税制に該当せず課税が発生する可能性がある。そのために、事業統合が完了するのに時間を要することがあり、せっかく海外事業を買収しても、その事業統合シナジー効果が遅れてしまうことになる。海外事業買収に伴う事業統合シナジー効果を早期に発揮することは、日本企業の国際競争力の強化に資することになる。そのため、海外事業を買収した際、買収後の一定期間内に実施された事業統合に係る売却損益を繰延べる措置を講じていただきたい。

(5) 企業再建支援

①デッド・エクイティー・スワップ (DES) に関する債権譲渡損上の取り扱いの見直し

(理由)

- ・ 合理的な再建計画の定めるところにより、子会社に対する債権を現物出資し、株式を取得 (DES) する場合、株式の時価が債権金額を下回る場合には、債権の譲渡損計上が認められるが、当該DESが適格現物出資に該当する場合は適用除外とされている。これは100%子会社に対するDESは、たとえそれが合理的な債権計画に基づくものであっても、全て譲渡損の計上を認めないということを意味している。法基通9-4-2 (子会社債権支援損の扱い) の趣旨と平仄をあわせ、適格現物出資となる場合でも、子会社債権支援のためのDESについては、譲渡損の計上を認めるようにしてもらいたい。

②有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て等の税務上の容認

(理由)

- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については、税務上も容認すること。

③関係会社の整理支援に伴う損失の損金要件の緩和

(理由)

- ・ 関係会社の整理・支援損について、現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。
企業の機動的なリスストラクチャリングを後押しするためには、税制そのものの改革により、産業活力再生法の許可に該当しない場合も含めた広範な適用が望まれる。

④金融機関自己査定の利用による不良債権償却

(理由)

- ・ 各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められていることから、その事務負担・管理負荷が重くなり過ぎているため、金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却 (IV分類債権に対する財務上の直接償却) がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等を要望させていただくもの。また、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものである為、セットで要望する。

連結納税

(1) 連結納税制度全般

(理由)

- ・ 企業グループの一体的運営が加速化していることを踏まえ、新たに連結納税グループへ加入する子会社の保有資産に対する時価評価課税や繰越欠損金の使用制限など、現行の組織再編・連結納税制度の見直しを含めた企業グループに関連する税制の見直しを図ることが必要。
- ・ 連結納税制度の利用を妨げている過度の租税回避防止措置等（子会社の連結前欠損金の持込み制限、連結法人間での寄付金の全額損金不算入、導入・加入時の時価評価等）については、早急に見直すべきである。
- ・ 当業界においても、90年代以降、メーカーの再編・集約化が進んでいる。その一方で、連結納税制度については、連結前欠損金の切り捨てや、連結グループ加入時の資産の時価評価の制限等により、当該制度への移行を見送る例が多い。
- ・ グループ連結経営の強化が進む中で連結納税制度の役割も高まっていると思われるが、現行制度は未だ十分には活用されていないと考える。連結納税制度の利用を妨げている諸措置を撤廃することを要望する。
- ・ 平成14年度より連結納税制度が実施されたが、連結調整項目が多く税額算出方法が複雑となっており、今後より多くの企業の制度導入を促す意味でも、制度を簡素化していくべきである。

(2) 適用法人の拡大

①外国子会社への拡大

(理由)

- ・ 便宜置籍船会社のように租税回避目的でない100%支配の特定外国子会社については、外国法人とはいえ親会社と経済的一体性が認められるので、課税対象となる連結グループ全体の所得に加えるべきものであり、連結納税の範囲を拡張することにより、内国法人の企業活動の活性化に資する。（範囲に含めないのであれば、タックスヘイブン税制において、特定外国子会社の損益通算を認めるべきである。）

②持株比率の緩和

(理由)

- ・ 連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨からすれば、100%保有でない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきである。また、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選択を認めるべきである。
- ・ 現行制度では適用子会社の範囲が持株比率100%子会社のみとされているが、利用促進のために、米国並みの持株比率80%適用子会社まで拡充すべき。

(3) 連結法人間の寄付金損金不算入規定の廃止

(理由)

- ・ 連結納税制度導入検討時の思想と全く逆の条項であり、取引慣行も含めて見直しを行っていくことが必要と思われる。
- ・ 理由不記載
- ・ 連結納税グループ会社を単一の経営実体とみなして、グループを連結して納税する趣旨を考えれば内部取引を課税対象とするのは不合理である。将来有望だが累積損失を抱えているベンチャー企業を買収し100%子会社化したような場合、当該子会社が有する繰越欠損金が連結納税適用時に切り捨てられてしまうのは新規事業育成の流れに逆行する。
- ・ グループ内取引に対する課税は連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨からはずれており、損金算入を認めるべきである。
- ・ 連結納税制度では連結グループ間の寄附金は損金不算入とされているため、グループ間の売買価格や役務提供対価につき、従来以上に慎重な配慮が要求されるものと思われ、グループ間取引の円滑な遂行を阻害することが危惧される。グループ間寄附金の損金不算入制度の廃止を要望する。
- ・ メーカーの再編・集約化が進んでいる一方、左記の制限のため連結納税制度へ移行できない。
- ・ 連結納税法人間で所得が転移しても、申告所得金額は変わらない。しかるに寄付金課税を行なうと2重課税となるから廃止すべき。
- ・ 連結納税制度は経済的一体性に着目したものであり、この規定はその主旨に反し、又、制度自体の運用を複雑にしている。
- ・ 連結納税制度については、グループをベースとした運営がより強くなる中で、その利用を阻害する幾つかの大きな要因がある為、納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考えられる。
- ・ 連結納税制度導入の阻害要因となる事項の改善を求めるものであり、これらが改善されない限りは、連結納税制度を導入する法人が増えず、上述の連結納税制度導入の趣旨を達成することが出来ないことは明らかである。

- 課税の公平性・中立性を確保し、グループ内取引の制約が円滑な企業再編を阻害しないよう、連結グループ内の寄付金に係る全額損金不算入制度を撤廃すること。
- 連結納税制度は、連結グループを一つの法人とみなして納税額を算出する制度であるにも関わらず、グループ内での寄付金が損金算入されないのは、制度として整合性がとれない
- 連結納税グループを1つの納税主体とする本来の連結納税制度の趣旨に反しており、一律の全額損金不算入制度の廃止を要望する。
- 何が寄附金に該当するかの判断は難しいところであるが、グループ内では事業再建の場合の支援が考えられる。グループ内の事業再建を速やかに進めることにより、グループとしての将来の損失を最小化することが可能になりますので、連結グループの法人間での寄附金を全額損金算入が可能となるよう改正願いたい。
- 連結納税グループを経済的に1つのものと見る制度の趣旨に合致しておらず、課税対象とするのは不合理である。
- 連結納税制度の普及を促進するため

(4) 連結納税適用時の時価評価規定の廃止

(理由)

- 当該規定が連結納税制度の導入及び企業の100%子会社化のネックになっている。また、時価評価の対象に自己創設のれんが含まれるかどうかについての明確な規定がなく、実務上どのように処理すべきかが不明である。
- グループ連結経営の強化が進む中で連結納税制度の役割も高まっていると思われるが、現行制度は未だ十分には活用されていないと考える。連結納税制度の利用を妨げている諸措置を撤廃することを要望する。
- 時価課税による税金負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため。
- メーカーの再編・集約化が進んでいる一方、左記の制限のため連結納税制度へ移行できない。
- 会社法上では、別法人として存続し、また資産を売却したわけでもないのに、子法人が連結納税に加入した時点で資産を時価評価するのは、経済実態にそぐわないと考える。
- 効率的なグループ経営と円滑な企業再編（完全子会社化）の障害事項であり廃止を要望する。
- 連結納税制度の普及を促進するため
- 連結納税制度については、グループをベースとした運営がより強くなる中で、その利用を阻害する幾つかの大きな要因がある為、納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考えます。
- 適用開始時・加入時における資産の時価評価の除外要件を緩和すること。
- 連結グループ加入時に資産を時価評価し評価益に課税することは、法人税の実現主義の考え方に反する。

(5) 子会社連結前欠損金の持ち込み制限の廃止・緩和

(理由)

- 連結納税加入時点で子法人の繰越欠損金が切捨てられる規定があるため、連結納税制度の利用が難しい。欠損金の一部繰越を認めるなど、連結納税制度をより利用しやすいものに改善していただきたい。
- 新規加入法人の継続企業性を無視するものであるため
- 当該規定が連結納税制度の導入及び企業の100%子会社化のネックになっている。また、時価評価の対象に自己創設のれんが含まれるかどうかについての明確な規定がなく、実務上どのように処理すべきかが不明である。
- グループ連結経営の強化が進む中で連結納税制度の役割も高まっていると思われるが、現行制度は未だ十分には活用されていないと考える。連結納税制度の利用を妨げている諸措置を撤廃することを要望する。
- 連結納税制度選択の障害となっている。
- メーカーの再編・集約化が進んでいる一方、左記の制限のため連結納税制度へ移行できない。
- 連結納税に加入したとしても、実態として各個社で発生した欠損金を使用できないことは、制度適用の障害要因であるため、少なくとも子法人の単体所得の範囲での控除を認めるべき。
- 繰越欠損金を有する子会社を多く抱える内国法人にとっては、制度への参加意欲を削ぐことになる。また、適格合併においては、被合併法人である子会社において青色欠損金が生じている場合、合併法人である親会社に欠損金の引継ぎを認めていることを勘案すると、制度としてバランスを失っている。
- 連結親法人Aが適格合併を行った場合には、その被合併法人B（連結親法人である場合を含む）の有する繰越欠損金は引き継ぎが可能である一方、そのBの100%子会社であるbの繰越欠損金の引き継ぎができないことは連結経営がベースとなった現状において、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため。連結納税を行っている場合に連結グループ外の他の法人（「被合併法人」という）を税制適格により吸収合併した場合(*)等において、その被合併法人の100%子会社が有する繰越欠損金は連結グループ加入後も引き継ぎ使用できることとする。
(*)被合併法人を連結親会社として連結納税制度を採用している場合を含む。
- 現制度では親会社の繰越欠損金は持ち込むことは可能だが、子会社の繰越欠損金は切り捨てとなっており、連結納税が親子間の損益を一体化するという制度の主旨からすると、親子会社ともに繰り越し欠損金を持ち込めるよう制度を見直すべきである。

- ・ グループ経営強化の一環として連結納税制度の検討するあしかせにもなっており、欠損の取り込みが緩和されることで連結制度がより利用しやすいものに改善されると考える。
- ・ 米国同様に、連結納税適用時及び子会社加入時において、子会社の繰越欠損金は持込できるものとし、かつ、連結納税後の当該子会社の所得と相殺できるようにすべきである。
- ・ 将来有望だが累積損失を抱えているベンチャー企業を買収し100%子会社化したような場合、当該子会社が有する繰越欠損金が連結納税適用時に切り捨てられてしまうのは新規事業育成の流れに逆行する。
- ・ 子会社のグループ加入前に生じた欠損金については、持ち込むことができないため、連結納税制度を適用するメリットが失われている。
- ・ 連結納税制度導入の阻害要因となる事項の改善を求めるものであり、これらが改善されない限りは、連結納税制度を導入する法人が増えず、上述の連結納税制度導入の趣旨を達成することが出来ないことは明らかである。
- ・ 適用開始時・加入時の子会社の未処理欠損金(加入前の繰越欠損金)については、少なくとも当該子会社の所得の範囲までは繰越控除が可能な取扱とすること。
- ・ 子会社の繰越欠損金を無条件に切り捨てるのは不合理である。
- ・ 連結納税制度の普及を促進するため
- ・ 効率的なグループ経営と円滑な企業再編が出来る仕組みとして、米国の連結納税制度(SRLYルール)のように、当該子会社の所得との相殺を認めることを要望する。
- ・ 連結納税制度については、グループをベースとした運営がより強くなる中で、その利用を阻害する幾つかの大きな要因がある為、納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考えます。

(6) 連結に加入する時期・みなし事業年度の規定緩和

(理由)

- ・ 新たに完全支配関係となった子会社の連結納税グループへの加入時期につき、現行制度は完全支配関係が生じた日が加入日としているが、その時期によっては実務対応が困難となる場合があり、グループ再編の機動性が損なわれかねないため新たに完全支配関係となった子会社の連結納税グループへの加入時期に関する特例(*)を緩和する必要。
- (*)新たに加入する子法人の連結納税グループへの加入日とその連結子法人の事業年度終了の日の両方が連結親法人事業年度開始の日の前後1月以内である場合の特例
- ・ 連結子法人のグループ加入時期を完全支配関係を有することになった日の属する連結親法人の事業年度の翌事業年度のグループ加入とすることを認め、翌年度加入とするか当年度加入とするか、子法人毎に選択可能とすることで納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考えます。
- ・ 月の途中で年度を区切る場合には、処理が煩雑となってしまうため、連結離脱及び組織再編時におけるみなし事業年度について、発生日(及び前日)を年度末と考えて処理することとなりますが、離脱日を含む月の月末までといった緩和措置を求めます。

(7) 連結納税制度の取りやめ

(理由)

- ・ 連結納税制度を導入した一定期間経過後、会社の選択により連結納税を取止め(=単体申告へ戻る)を可能とすることで、納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考えます。
- ・ 急速に変化する事業環境化で、現時点においては連結納税制度が最善策と考え選択をしたが、将来その選択が正しいかどうか分からない。将来、制度の継続可否について考えられるなど、ある程度リスク回避がなければいくらか良き制度だとしても、導入の決断が行えない。したがって、現在、一旦連結納税制度を導入すると継続的に制度を行う必要性があるが、一定期間が過ぎれば取りやめが選択できる柔軟性のある制度に改正していただきたい。

(8) その他

①中小企業において認められていた交際費の損金算入限度額までの損金算入を認める

(理由)

- ・ 連結納税制度導入の阻害要因となる事項の改善を求めるものであり、これらが改善されない限りは、連結納税制度を導入する法人が増えず、上述の連結納税制度導入の趣旨を達成することが出来ないことは明らかである。
- ・ 資本金1億円以下の連結子法人について、単独納税時に認められていた限度額までの交際費損金算入を容認すること。

②外国税額控除、租税特別措置法の税額控除等、個別の法人毎に計算を行う項目については、試験研究費の特別控除と同様、連結グループ全体で計算された金額全てを個別法人単体に配分

(理由)

- ・ 連結納税制度については、グループをベースとした運営がより強くなる中で、その利用を阻害する幾つかの大きな要因がある為、納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考えます。

- 公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収用換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考えるため、収用換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることはできないか。
- 所得控除は措置法規定であり、限度額（5000万円）は連結納税の適用如何によらず平等であるべきと考えるが、圧縮記帳と所得控除の選択は各法人が決定した上で連結所得の計算を行なうのが他の圧縮記帳の扱いとも整合性がとれるものとするため圧縮記帳の適用と所得の特別控除の適用とを個社が行なえるようにした上で、特別控除の限度額を連結法人全体で5000万円までとするように変更していただきたい。

③連結中間申告の申告期限の延長及び納付期限の延長

(理由)

- 仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に2ヶ月の申告期限の延長及び納付期限の延長を要望する。

④負債利子控除割合による簡便計算を連結納税においても適用可能に(受取配当等の益金不算入)

(理由)

- 現行平成10年4月1日に存する法人に簡便法の適用が可能であるが、連結納税法人にも適用できるよう条件を緩和して、負債利子計算の簡素化を希望する。もしくは、外国子会社配当に不らい、5%のみなし経費相当額を用いて、負債利子計算の簡素化を希望する。

⑤連結納税時、非適格株式交換等の資産時価課税対象資産から「自己創設の営業権（のれん）」を除外

(理由)

- 法人税法における営業権（のれん）の評価手法が不明確であり、実務上の混乱が生じている。また、税務調査による追徴課税リスクが高い

⑥連結子法人株式を売却等により、子法人が連結納税グループより離脱する場合には、子法人株式の帳簿価額を修正することとなるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、そこから配当した場合には、子法人株式売却により二重課税が生じないように、帳簿価額の修正方法を改正

(理由)

- 連結納税制度については、グループをベースとした運営がより強くなる中で、その利用を阻害する幾つかの大きな要因がある為、納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考え。

⑦解散の場合に限り、帳簿価額修正額から連結欠損金個別帰属額となる金額を除く（但し、連結欠損金個別帰属額のうち会計上の債務超過額までは投資簿価修正額から除かない）という施行令となっているため、債務超過子法人の清算の場合や、連結欠損金が期限切れした子法人の清算の場合に二重課税がおきる。この問題を是正するため、解散の場合の帳簿価額修正額から連結欠損金個別帰属額として期限が切れた金額を除く（債務超過の子法人を清算する場合も同様とする）と再改正

(理由)

- 連結納税制度については、グループをベースとした運営がより強くなる中で、その利用を阻害する幾つかの大きな要因がある為、納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考え。

国際課税

(1) 移転価格税制

① 国外関連者定義の見直し（「持株比率50%以上」から「持株比率50%超」へ）

(理由)

- ・ 持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。
- ・ 現在は50%以上という条件だが、出資割合が50%ずつの場合は支配権があるわけではないため、国外関連者には含めるべきではない。
- ・ 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。しかし、50%丁度の場合（例えば、50：50のJVのケース）は必ずしも支配権を有しているとは限らず、形式基準による判定では移転価格税制の本来趣旨（支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止）から外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあたり、形式基準より実質支配関係の有無が優先されるよう法改正を要望する。
- ・ 発行株式総数又は出資の50%以上を保有している海外法人を当該制度の対象とする形式基準を採用しており、企業支配の実体が十分に反映されない。
- ・ 現行の50%以上ルールでは、実質支配しているとは言えない50%合弁会社が対象となる。これら合弁会社の意思決定については、実質的には第三者である合弁パートナー同士の合意無しには成立しえないものであるという実態を踏まえ、形式基準の撤廃または改定を望むもの。
- ・ 移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は商社の様に海外で事業を行っている企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来す可能性がある為。
- ・ 理由不記載

② 国外関連者から、タックスヘイブン税制が適用される特定外国子会社を除外。

(理由)

- ・ 第三者取引価格の算出にはコストがかかるが、特定外国子会社は合算課税の対象となっているため、所得の移転とはならず課税上の弊害はない。

③ 相互協議等による二重課税排除の担保

(理由)

- ・ 現行制度では一時的にせよ二重課税を強いる制度であるため、租税条約締結国との移転価格課税の場合、相互協議を経た上でないと、更正できない制度にするべきである。
- ・ 移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は商社の様に海外で事業を行っている企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来す可能性がある為、租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相互協議の後でなければ更正できない等二重課税を排除する、又、対応的調整の実施規定、仲裁規定を各租税条約に盛り込むことも要望する。
- ・ 相手国の税務当局に理解が得られない場合、二重課税を回避できないため国税局の執行現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 当事国相互による合意は単なる努力規定でしかないため、長期にわたる対応をしても、結果的に合意にいたらず二重課税となるケースがあるため移転価格税制の執行に関し、課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とすることを税法化するべき。少なくとも、相手国政府と二重課税の解決に向けた有効な協議を行うことについての合意を得ることを移転価格税制執行の要件とすべき。

④ 租税条約の締結推進及び内容の見直し

(理由)

- ・ 租税条約を締結していない国、及び租税条約に対応的調整の規定がない国については、相互協議の枠組みで二重課税の問題を解決することができないので、下記を実施すべき。
 - ・ 未締結国との租税条約締結
 - ・ APA（事前価格合意）
 - ・ 対応的調整条項等実効性を担保する制度を整備すべき
 - ・ 条約が締結される以前に起きた紛争について2007年2月にOECDが各国政府に対して行った勧告に基づき、紛争解決のための拘束力のある仲裁手続きを租税条約に含めるべき。
 - ・ 現在租税条約の協議の対象となっていない延滞税や過少申告加算税等の附帯税についても対象に含めるべき
- ・ 移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議は租税条約の存在が前提になるため、租税条約の新規締結が急務である。更に、既存の条約についても、対応的調整規定のない租税条約の場合は、規定がないことを理由に対応的調整に応じず二重課税が排除されないリスクがあるため、改正を図る必要がある。また、一定期間内に相互協議が合意されない場合には仲裁手続きに移行することにより二重課税の排除が可能となる。

⑤ 事前確認制度手続きの明確化

(理由)

- ・ 当局から都度、提出を求められる資料等(※)の作成には、専門知識と膨大な移動・コストが必要であり、かつ結果が判明するまでに長い期間を要することとなっている状況を踏まえ、申請企業の事務負担削減の観点から、事前確認制度の手続きの明確化(定型化)措置が必要と考える。
※グループ全体の取引実態、利益配分の実績と予測、利益の発生要因の解明、取引製品のマーケット分析・コスト分析、個別事情等。
- ・ 移転価格税制において、当局側で重要な制度であるAPA(事前確認制度)の手続き・審査の更なる迅速化(税務当局の審査の一元化等)できる体制を構築すること。また仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応すること。

⑥移転価格調査手続きの明確化

(理由)

- ・ 移転価格の調査における手続きのルール化の整備(納税者側への課税根拠・関連データの開示等)を明確にすること。

⑦無形資産に関する取扱いの法定

(理由)

- ・ 移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は商社の様に海外で事業を行っている企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来たす可能性がある為。
- ・ 事務運営指針の改訂、事例集の作成等により改善されていることは認識しているが、依然として執行機関の裁量に左右される面は否めない。従い、予見可能性を確保する為にも法令レベルでの規定を要望したい。
- ・ 他国との整合性を欠いており執行機関の裁量範囲が大きい制度となっているため。

⑧立証責任

(理由)

- ・ 移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、特に昨今の課税は商社の様に海外で事業を行っている企業の海外展開を大きく制約し、今後の活動に支障を来たす可能性がある為、実質支配基準による国外関連者の判定は税務当局側の挙証責任とする。

⑨所得減額の認証

(理由)

- ・ 移転価格税制では年度単位で移転価格の妥当性が検証されるが、更正期間(最長6年)内には、独立企業間価格に照らして日本の所得が過小となる年度だけでなく、過大となる年度もある。現行税制では、過小年度のみが更正の対象となるが、公平性の観点から、過大年度についての減額更正、又は、過小年度との通算措置の創設を要望する。

⑩相互協議等による決着に伴うオープンイヤー修正一括調整規定の創設

(理由)

- ・ 移転価格更正を受けた後、相互協議での決着を図る場合、更正年度以降のオープンイヤーについては、相互協議の合意結果が出るまでは、合意した移転価格手法による処理は行えない。この場合、結論が出た後に過去年度に遡って修正申告するのは実務上対応が非常に困難となるため、相互協議の合意年度での一括調整等の規定の創設を要望致します。

⑪外国政府の利益移転・送金規制

(理由)

- ・ 所得移転・送金に付いての政府規制が行われている場合の移転価格税制の適用の是非が明確ではない。外国政府の規制等(事実上の規制を含む)により利益の移転・送金に制限がある場合には、移転価格税制の執行を行わないよう規定すべき。

(2) 外国税額控除

①控除限度額の繰越期間延長および限度超過額の損金算入制度の創設

(理由)

- ・ 現行の繰越期間3年では控除しきれずに切り捨てられるケースが発生するので国際的二重課税を完全に排除するためにも繰越期間の延長が必要である。
- ・ わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、他国と比べても、内容的に不十分。わが国企業の競争力・成長力を強化し、グローバル化を推進する観点からも繰越期間を延長するべきである。
- ・ 欠損金の繰越期間と平仄を合わせ、繰越期間を3年から7年へ延長することを要望する。
- ・ 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも5年に延長するよう要望する。

- ・ 経済のグローバル化等に伴い、国際的二重課税の排除を目的とする外国税額控除の重要性は一層高まっていることから、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→7年）に加えて、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入化等を認めるべきである。また、平成21年度に「海外子会社からの配当益金不算入制度」が措置されたことに伴い、タックス・ヘイブン税制や移転価格税制が見直されることとなる場合にも、過度の強化とならないよう慎重に対応すべきである。
- ・ 企業業績が低迷すると、控除対象外国税額がありながらも控除限度額がないために、外国税額控除を受けられない恐れがある。また、所得税額控除においては、欠損状態においても還付を受けることができるため、外国税額控除においても平仄をあわせるべきである。また、一層の二重課税排除のためには、最終期間内に外国税額の控除不足が確定した場合に損金算入を認めるべきである。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、限度超過額、控除余裕額の繰越期間につき、少なくとも5年以上の延長を要望する。企業業績が低迷すると、控除対象外国税額がありながらも控除限度額がないため、外国税額控除を受けられない（損金算入もされない）恐れがある。
- ・ 税額控除を選択した場合の控除限度額超過額が結果的に二重課税となるリスクがある。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から。
- ・ 機器の輸出に付随して据付工事等を行う輸出プラント工事に工事進行基準が適用される場合等、外税控除枠の計算の基礎となる国外所得の発生時期と現地における課税時期にタイムラグが生じる傾向が強い。このような状況下において国際的二重課税排除の実効性を確保するためには、控除余裕額及び控除限度超過額の3年の繰越期間は甚だ不十分であるため、5年とすることを要望する。また控除限度額・控除対象外税の所得別対応を要求する「所得別限度額方式」や国別の対応を要求する「国別限度額方式」は、控除限度額・控除対象外税の管理のために企業の事務負担及びコストを増大させることが予想されるため、現行の一括限度額方式の堅持を要望する。
- ・ 二重課税廃止という原則論に立ち返れば、外国税額控除の3年という権利期間は延長されるべきものである。
- ・ 控除未済外国法人税額が翌3年度以内に法人税割から控除しきれない場合は、二重課税が発生してしまうため。
- ・ 企業の国際化が進展する中で、2重課税の排除に通じる外国税額控除制度については、縮減ではなく拡充の方向を要望する。
- ・ 国際的な二重課税をよりの確に排除するため
- ・ 外国税額控除制度については、わが国企業の国際競争力の維持・強化を図る観点から、直接税額控除の対象範囲及び繰越期間等を、米国並みに制度拡充を図るべき。
- ・ 現行の外国税額控除制度において繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の対象期間が3年とされていること等の理由から、部分的に国際的な二重課税が発生したケースがあるため、その対象期間を延長することが必要。

②対象範囲の拡大

(理由)

- ・ 外国税額控除制度については、わが国企業の国際競争力の維持・強化を図る観点から、直接税額控除の対象範囲及び繰越期間等を、米国並みに制度拡充を図るべき。
対象会社：孫会社 → 曾孫会社
対象持分株比率：25% → 10%
- ・ 統括会社、持株会社設立増加に伴う企業グループの多層化に対応し、間接税額控除を子会社・孫会社のみならず、曾孫会社まで認めるべきである。また、海外とのアライアンス等、25%未満出資の増加に対応し、25%未満出資会社も間接税額控除対象とすべきである。

③一括限度額方式の維持

(理由)

- ・ 控除限度額・控除対象外税の所得別対応を要求する「所得別限度額方式」や国別の対応を要求する「国別限度額方式」は、控除限度額・控除対象外税の管理のために企業の事務負担及びコストを増大させることが予想されるため、現行の一括限度額方式の堅持を要望する。
- ・ 日本企業の海外進出先が極めて多数に上っている状況下で国別限度額方式や所得項目別限度方式を採用することは、事務負担が膨大なものになると共に、企業活動のグローバル化推進の障害となるおそれがあるため。
- ・ 「一括限度額方式」から「所得別限度方式」への変更は、事務負担が膨大になり、また国外で稼得した資金のわが国への還流を阻害しかねない問題点がある。
- ・ 企業の国際化が進展する中で、2重課税の排除に通じる外国税額控除制度については、縮減ではなく拡充の方向を要望する。

④外国法人税が課されない国外源泉所得に関する国外所得からの除外割合（2/3相当額は除外）の見直し

(理由)

- ・ 日米租税条約改正等により、外国税が課されない国外源泉所得が増加している。本割合を見直し外国税額控除を容易にするよう改善を望む。

⑤外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額を試験研究費の税額控除前の法人税額に

(理由)

- ・ 外国税額控除制度は国際的二重課税の排除を目的とした制度であるため、試験研究費の税額控除などその他の税額控除制度の適用額によって制約を受けるべきでない。

(3) 外国子会社合算税制

① 判定税率の引下げ（法人実効税率25%以下⇒20%以下へ）

(理由)

- ・ 欧州・アジアを中心に実効税率を25%以下まで引下げている国が増加しており、国際的潮流として「25%」はもはや軽課税国とは言えない。また、「25%」が、我が国の実効税率が50%であったときにその半分を基準に定められた経緯を勘案しても、判定税率を「20%以下」まで引き下げることを要望する。
- ・ 中国・オランダ・台湾をはじめ世界的に実効税率の水準を軽減する傾向にあることを勘案すると、25%は税率が著しく低い国とは言えず、明らかに租税回避地とは言えないような中国などの先進諸国においても軽課税国となり、制度の趣旨にそぐわないため判定基準の見直しを要望する。租税負担割合の分母に加算することとなる、現地の課税標準に含まれないこととされる所得の金額について、課税の時期が本邦法令と異なる場合の取扱い等一定に指針を提示して頂きたい。
- ・ 各国の税率引下げ競争により、今や25%を低税率（軽課税）とは言えない状態になっているにも拘わらず、25%との税率基準を見直していないのは非合理的である。25%という基準が設けられた当時より、世界平均で法人税率が7割に低下していることから（38%⇒26%）※、最低でも18%程度にまで引き下げるべきである。
※出典：2008年KPMGインターナショナル「各国法人税率調査」
特に、中国や韓国といった条約相手国の税率も引き下げられ、特定外国子会社に該当するかの判定に要する実務負担は大きい。
- ・ 中国の税率が25%になったことを踏まえ、国際的な法人税率低減の潮流と国際投資促進の観点から、軽課税率判定基準を引き下げるべきである。
- ・ 我が国の実効税率が40%程度になっている現状やシンガポールなど軽課税国と思われぬ国の税率が25%以下に低下している状況を鑑み、軽課税率の引下げを行うべきである。
- ・ 世界的に実効税率引き下げの傾向が著しく、また日本の法人実効税率も下がってきている中で、25%というのは判定基準として高すぎるのではないかと考えられる。いわゆる軽課税国以外の国にある海外子会社までもが特定外国子会社等に該当するケースが出てしまうため、税率を引き下げるか、あるいはイギリスなどのように日本の実効税率の1/3以下といった規定にするのが合理的ではないか。
- ・ 法人税の法定税率の引き下げが世界的に行われており、EUや旧CIS諸国、アジア諸国が軒並み25%以下に引き下げている。「25%」以下の税率が著しく低いという定義は世界の流れにあっていない。税理士法人の調査によれば、特にヨーロッパの平均法定実効税率25%でありヨーロッパの半分の国は特定外国子会社となってしまう。また、アジア諸国（中国、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、香港）の大層も25%以下である。現行の25%以下から20%未満に変更願いたい。
- ・ 世界的な法人税率の引下げ、特に日本企業が多数進出している中国が対象となることへの事務負担軽減
- ・ 世界的に法人税率が低下する傾向の中、タックスヘイブン税制の基準となる租税負担率（現行25%）の見直しが行われておらず、タックスヘイブンの実態と乖離する恐れがあることから、租税負担率の引下げが必要である
- ・ タックスヘイブン対策税制は、日本企業がタックスヘイブンを利用して税負担を不当に軽減することを防止する目的で創設された制度であるが、近年の日本企業の活動の多様化や各国の課税環境の変化に対応できず、現状では、日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている。グローバルな世界不況が進む中、各国で法人税率の引き下げが実施されると、これまで以上に本税制が企業の正当な事業活動の阻害要因となる可能性もあり、適用除外要件の緩和が必要であると考えられる。
- ・ 国際的な低税率化競争の中で、25%という水準は高すぎる。
- ・ 日本国の実効税率が50%→40%に引き下げられたことに対応し、軽減税率判定基準を25%以下→20%未満まで引き下げる。実体のある卸売業の軽課税国地域進出の阻害要因を除去することでグループ展開がやり易い。
- ・ 実効税率については、先進諸国においても25%以下となる国がある近年の背景に考慮し、その判定を毎期会社別に行うのではなく、課税関係について明確化する軽課税国を直接指定する「指定国制度」が望ましい。また、軽減税率の判定を標準税率による判定とし、判定基準を25%→20%まで引き下げるべきである。
- ・ 国内法人税率が低下してきている今日、タックスヘイブン税制の判断基準である25%という基準が、「本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低い」比率とは言えない。
- ・ 世界的な法人税率の引き下げ競争の中で、法人税率が25%を下回る国が今後一層増加すると考えられ、日本企業の海外進出の阻害要因となりうる。
- ・ 近年、海外進出先で法人税率が引き下げられる傾向（オランダ25.5%、マレーシア25%等）がある。その場合、わが国のタックスヘイブン税制の基準（25%）に抵触する虞があり、海外子会社との間での柔軟な資金管理（海外子会社に海外展開用の資金蓄える等）にとって支障となるため。
- ・ 中国他アジア諸国、EU諸国では法人実効税率の引下げが進んでいる状況となっている。特に中国が2008年1月1日より25%に引下げることに伴い、適用対象会社が自動的に激増することになる。25%未満へと引下げるとは世界的な税率低下の流れの中では早急に対応していただきたい事項である。
- ・ 世界的には、法人実効税率が引き下げられる傾向にある中、税負担率25%は租税回避行為に該当しない企業の自由な事業活動までも制限される可能性がある。
- ・ タックスヘイブン税制において、近年各国の法人実効税率引き下げの傾向を鑑み、基準の緩和（基準税率の引き下げ・非関連者基準の緩和）を実施すること。

- ・ 近年の企業活動の多様化や各国の課税環境の変化に対応した制度にしてもらいたいため。また、正当な事業活動法人税率引下げが国際的な潮流である中、それら外部的要因のみにより特定外国子会社が急激に増加し、申告等に係わる事務負担が増加することを防止したため。
- ・ タックス・ヘイブン税制は、いわゆるタックス・ヘイブン国（軽課税国）を利用した税負担の回避を防止する制度であるが、現行のタックス・ヘイブン国の判定基準である法人実効税率25%を適用した場合、中国、ロシア、ポーランド、台湾といった、いわゆる「タックス・ヘイブン」ではない国も軽課税国として認定されることとなりうる。これは相対的に日本よりも軽課税国になっているに過ぎないにもかかわらず、自国の高税率を省みず、いたずらにタックス・ヘイブン税制を用いれば、資本の国外流出を招きかねない。タックス・ヘイブン国の判定基準の税率を25% から20% 程度に引き下げを要望する。
- ・ 現在税率が25%以下の場合タックス・ヘイブンと見做されるが、25%とは本制度が導入された当時の日本の税率が50%であったことから、その半分ということで定められたと聞いている。日本の法人税率は現行約40%であることから、導入時の考え方を踏まえると25%という判定基準は高過ぎると言える。
- ・ タックスヘイブン対策税制は、近年の企業活動の多様化や各国の法人税の低税率化等の課税環境の変化に対応しておらず、現状では日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている為。

②適用除外基準の緩和・見直し

(理由)

- ・ タックス・ヘイブン税制は、国際的な租税回避行為の防止のために税負担の著しく低い国や地域（タックス・ヘイブン）に外国子会社等を有し、且つ実態的な事業活動を行っていない場合に、外国子会社の留保した利益を内国法人の所得と合算して課税する制度である。しかしながら最近時、政策的に税率を下げる国が増えた結果、連続して実体的な活動を行っているにもかかわらず、後発的にタックス・ヘイブン税制が適用されるなど、本来の趣旨に合致しないケースが生じている。タックス・ヘイブン地域であっても、実際に事業活動を継続して行っている場合にはタックス・ヘイブン税制の適用を除外すべき。
- ・ タックスヘイブン税制は、そもそも軽課税国に所得を留保することによる租税回避を防止することが目的であり、地域統括会社等の実体を伴う企業の所得を租税回避と同一視して、企業の合理的な活動を制約することは避けるべきである。

③適用除外基準の明確化

(理由)

- ・ 事業活動の多様化により、主たる事業の判定が複雑であるため判定基準を明確にして頂きたい。
- ・ いわゆる「適用除外基準」を満たすか否かの判断において、実務上判断に迷うケースが多い。正常な活動を営む外国子会社であっても、適用除外基準を満たさないとして合算課税の対象になることも多い。税制の制度趣旨から逸脱した課税をなくす必要もある。
- ・ サービス業を営む法人が所在地国基準を満たすかどうかは、その役務の提供地（役務を提供する者の所在地）で判定するものと考えられるが、役務の提供を受ける者の所在地により判定すべきとする意見もあることから、明確化を望む。

④非関連者基準の緩和・廃止

(理由)

- ・ グローバルに事業を展開する企業にとって、連結グループ子会社にビジネス上の理由から卸売機能を担当させることは多々ある。EUや旧CIS諸国、アジア諸国が軒並み法人税率を25%以下に引き下げている現状において、負担税率25%以下の卸売子会社が、グループ外からの仕入れもしくは売上げが50%を超えないケースは発生する。その場合に、日本の外国子会社合算税制の規定により日本の親会社に合算課税されるという制度は、グローバル企業の海外展開の実情を理解していない制度であるので、第三者割合基準の緩和をお願いしたい。
- ・ 近年の企業活動の多様化や各国の課税環境の変化に対応した制度にしてもらいたいため。また、正当な事業活動法人税率引下げが国際的な潮流である中、それら外部的要因のみにより特定外国子会社が急激に増加し、申告等に係わる事務負担が増加することを防止したため。
- ・ 卸売業に対する「非関連者基準」を廃止するなどの適用除外規定の見直しを要望する。
- ・ タックスヘイブン対策税制は、近年の企業活動の多様化や各国の法人税の低税率化等の課税環境の変化に対応しておらず、現状では日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている為。

⑤特定外国子会社等からの配当にかかる源泉税を「損金算入」から「直接外国税額控除と損金算入の選択」に変更

(理由)

- ・ タックスヘイブン対策税制は、近年の企業活動の多様化や各国の法人税の低税率化等の課税環境の変化に対応しておらず、現状では日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている為。
- ・ 損金算入の場合、本邦実効税率以上の税負担が生じ二重課税となる。

⑥子会社欠損金の合算

(理由)

- ・ 租税回避を目的としない会社（外航海運業者にとっての便宜置籍船保有会社等）について、その留保所得のみが合算され、欠損金が全く考慮されないのは不合理である。損金算入が認められる連結納税制度の適用の拡張か、タックスヘイブン税制上損益通算を可能にするかにより、便宜置籍船会社の黒字・赤字を本体に取り込ませるべきである。

⑦保有割合要件の緩和

(理由)

- ・ 近年の企業活動の多様化や各国の課税環境の変化に対応した制度にしてもらいたいため。また、正当な事業活動法人税率引下げが国際的な潮流である中、それら外部的要因のみにより特定外国子会社が急激に増加し、申告等に係わる事務負担が増加することを防止したため。
- ・ グループの持株割合が5%しかない状態では、出資先法人の経営に対する影響力は乏しく、当該出資先法人に配当を実行させることは困難である。加えて、5%程度の少数株主にとっては財務諸表の入手が困難な場合もあるので適用法人となる保有割合を20%以上に緩和していただきたい。
- ・ タックスヘイブン対策税制は、近年の企業活動の多様化や各国の法人税の低税率化等の課税環境の変化に対応しておらず、現状では日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている為。

⑧課税済み所得からの配当について、期間制限の緩和

(理由)

- ・ H21年度税制改正により、合算後10年を過ぎて親会社に配当を行なう場合、外国子会社については、95%までは二重課税排除措置が講じられたが、依然5%部分については二重課税となっている。また外国子会社に該当しない特定外国子会社からの配当について二重課税となるのは不合理である。既に一旦課税している留保所得については、配当に期限を設けず二重課税が起こらない仕組みとするべきである。

⑨猶予期間の設置

(理由)

- ・ 適用除外要件を満たさない現地法人の事業構造の変更或いは他国への事業移管等は多大な時間が必要であり、法人税率変更前に完了することは大変困難である。25%超から25%以下に変更された国に所在する子会社への外国子会社合算課税の適用には、一定期間の猶予期間を与えていただきたい。

⑩特定外国子会社等の留保金額の益金算入時期の延長

(理由)

- ・ 中国等12月決算会社についての実務的対応の困難性緩和

⑪二重課税排除の観点から非課税となった配当は税負担率計算上、所得額に加算すべき項目から削除

(理由)

- ・ 税負担割合の計算上、分母に、出資比率を条件に非課税となる国外受取配当金は加算する必要がないという規定になっている。しかし、二重課税排除の観点から非課税とされる配当については、出資比率要件の有無に係らず、分母への加算を不要とするべきである。
- ・ タックスヘイブン対策税制は、近年の企業活動の多様化や各国の法人税の低税率化等の課税環境の変化に対応しておらず、現状では日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている為。

⑫確定申告書に適用除外規定の適用がある旨を記載した書面の添付要件の廃止

(理由)

- ・ 合算課税の適用除外の取り扱いを受けるためには、別表17(二)等を確定申告期限までに整備する必要があるが、国際的に事業を展開している企業にとっては、対象となる会社が相当数にのぼり、確定申告期限までに対象会社ごとの別表17(二)等を整備することは、著しく大きな事務負担となっている。よって、当該確定申告書への添付要件を廃止していただきたい。

⑬外国関係会社とその本店所在地における連結納税制度に加入する場合に、特定外国子会社等に該当するかどうかの判定(25%判定)の方法を明確にすること

(理由)

- ・ 現行税制の下では、外国関係会社が現地法令に基づき連結納税制度に加入している場合における税率25%判定の方法が明らかにされていない。

⑭判定時期の明確化

(理由)

- ・ 条文の文言からは、本条の適用がある「特定外国子会社等」をどの時点で判定すべきであるかが、必ずしも明確ではない。(二重課税会費のため、配当を支払う時において「特定課税対象金額」を有する外国法人を、本条における「特定外国子会社等」とすることが適当であると考える。)

⑮株式譲渡益が生じた場合には、当該法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額については非課税とする

(理由)

- ・ タックスヘイブン対策税制は、近年の企業活動の多様化や各国の法人税の低税率化等の課税環境の変化に対応しておらず、現状では日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている為。

(4) 外国子会社配当益金不算入

①上限の廃止

(理由)

- 平成21年度税制改正により外国子会社に係る配当金については益金不算入となったものの、配当額の95%を上限とすることや、国外の子会社以外からの配当については益金算入であることから、未だ制度としては不十分と言わざるを得ない。国内株式に係る配当についても100%益金不算入となっておらず、こうした二重課税は法人に過度の税負担を生じさせるのみならず、最終的な受益者である個人株主への配当原資を不当に減少させている。国外を含めた全ての株式に係る配当金につき100%の益金不算入を認めるべきである。
- 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠が不明瞭。二重課税の排除を完全なものとするため、益金不算入割合を100%とする。
- わが国の最重要な政策課題である成長力強化のためには、国外源泉資金の国内への還流、企業の自由な国際展開のための国際的な二重課税排除が必要不可欠であり、今年度導入された外国子会社益金不算入制度のさらなる拡充が必要。

②内国法人の受取配当等の益金不算入制度との制度統合

(理由)

- 内国法人間の受取配当等の益金不算入制度と、外国子会社受取配当等益金不算入制度は、立法の経緯こそ異なれ、趣旨・制度いずれも類似の制度である。よって、両制度を統合・合算し、簡素な申告手続きを実現する。

③配当に係る源泉所得税の控除・損金算入不可規定の見直し

(理由)

- 外国子会社からの配当について、源泉地国で課される源泉所得税は、税額控除対象外であり、かつ損金不算入とされており、過大な負担になりかねない。海外投資の円滑化等のためにも、当該外国源泉所得税について、税額控除、又は最低でも損金算入は認めて欲しい。

④外国子会社合算税制との調整(二重課税の排除)

(理由)

- 平成21年度税制改正において、特定外国子会社等がその子会社(=孫会社、25%以上の株式等を6ヶ月以上保有)から受ける配当の額は合算対象所得から控除されることとなったが、合算対象金額から控除される特定外国子会社を受取る配当に、親会社と特定外国子会社等を合わせて25%以上保有する子会社から受ける配当を追加することを要望する。親会社が直接受ける配当は益金不算入となる一方、特定子会社経由で受ける配当は合算課税となるため不合理である。
- 改正租税特別措置法66条の8の特別規定は直接の子会社についてのみ適用となる。例えば、孫会社である特定外国子会社とその親会社である外国法人(外国子会社でない)を経由してその内国親会社に配当を支払う場合、孫会社の所得が合算される。且つ配当を受けた内国親会社でも課税されてしまう。このような二重課税を廃止するよう、孫会社以下についても措置を設けるべきである。
- 直接保有の特定外国子会社等しか益金不算入を認めていないため、孫会社である特定外国子会社等の留保所得が二重課税になる。具体的には、特定外国子会社等の株式を5%以上25%未満所有する法人株主および特定外国子会社等の株式を所有する個人株主が二重課税の対象となる
- 平成21年度税制改正前において内国法人が間接保有する特定外国子会社等から支払われる配当について当該内国法人において二重課税は生じない取扱いであった一方、平成21年度税制改正において内国法人が間接保有する特定外国子会社等から支払われる配当については内国法人に直接保有される特定外国子会社等の特定課税対象金額に含まれないため、二重課税が生じる状況にある。この結果、例えば日本の銀行を保有する持株会社が発行する優先出資証券については二階層のSPCを利用しているケースがあり、内国法人が5%以上25%未満の保有割合の場合は間接保有の特定外国子会社等から受領する配当について全額が二重課税となり、25%以上の保有割合の場合はその5%相当部分について二重課税が発生する(95%相当部分については法人税法第23条の2の適用により益金不算入の適用がある)。
租税特別措置法第66条の8において特定外国子会社等の特定課税対象金額について二重課税を排除するためには間接保有の特定外国子会社等についても同様に益金不算入の対象とするべきである。
- タックスヘイブン対策税制は、近年の企業活動の多様化や各国の法人税の低税率化等の課税環境の変化に対応しておらず、現状では日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている為。
下記配当について、子会社に特定課税対象金額が無いことによって生じる二重課税を排除する
 - 特定外国子会社等から通常の子会社(特定外国子会社等に該当しない会社)になった場合
 - 特定外国子会社等である孫会社の特定課税対象金額を子会社経由で配当する場合
 - (親会社と同じ決算月の場合等)翌年度に合算となる当該事業年度中に、特定課税対象金額が無い状態で、中間配当を行う場合

- ・ タックスヘイブン対策税制は、近年の企業活動の多様化や各国の法人税の低税率化等の課税環境の変化に対応しておらず、現状では日本企業の海外における正当な事業活動を妨げる制度となっている為。特定外国子会社等の適用除外会社からの配当については、益金不算入制度が適用されず間接外国税額控除となる経過措置の対象外とするべき。
- ・ 外国子会社合算税制について、一部の二重課税が発生するケースなどを踏まえ、二重課税の排除について適切な見直しを図ることが必要。

(5) 租税条約

①締結内容の締結推進

(理由)

- ・ 外国子会社の配当益金不算入の創設をうけて、各国との租税条約による源泉税率などにより、その影響額が大きく異なる。そのため、更なる租税条約の締結による、源泉税率の引き下げを要望する。
- ・ 租税条約を締結していない国、及び租税条約に対応的調整の規定がない国については、相互協議の枠組みで二重課税の問題を解決することができないので、未締結国との租税条約締結を図るべき
- ・ 移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議は租税条約の存在が前提になるため、租税条約の新規締結が急務である。更に、既存の条約についても、対応的調整規定のない租税条約の場合は、規定がないことを理由に対応的調整に応じず二重課税が排除されないリスクがあるため、改正を図る必要がある。また、一定期間内に相互協議が合意されない場合には仲裁手続きに移行することにより二重課税の排除が可能となる。

②国内源泉所得の租税条約による読替規定の見直し

(理由)

- ・ 租税条約で債務者主義が採用され、かつ、使用料の規定に設備が含まれている場合、非PEの駐在員事務所で賃借されている車・コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは、契約も送金も現地にて完結しているため、業者からの日本国の税負担の理解が得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地での設備の賃借もできず、現地での事務遂行に著しい支障をきたすことになる。このように、源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されているような仕組みは源泉徴収制度の趣旨から完全に外されているものであり、制度上の手当がぜひとも必要である。

(6) 外国の事業体の税務上の取扱い

(理由)

- ・ 外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっている。
- ・ 日本企業が外国の事業体に投資している場合において、外国の事業体が組織再編を行う場合、又は、外国の事業体が減資等を行う場合において、日本における税務上の取扱いを判断するためには、日本の私法上の取扱いの当てはめという作業が必要とされているが、この作業には技術的な困難性を伴うことが多い。納税者の実務上及び課税庁の執行上の利便性を考慮し、明確な規定を設けることが望まれる。

(7) その他

①外国税額の損金算入化

(理由)

- ・ 海外子会社が、現地でパートナーシップ会社として認定され、租税条約により、出資内国法人が納税主体となり現地で所得税等を支払う場合、現地へ支払った所得税等は損金不算入となり、税負担が増加すること
- ・ パートナーシップ会社が獲得した利益について、日本へ配当（パススルー）せず、現地へ留保する場合には、現地での配当受領に伴う源泉所得税等について、海外配当益金不算入の対象とならず、現地の源泉所得税等が損金不算入となるため、税負担が増加することを踏まえ、上記の措置が必要と考える。

②外国政府などに対して有する特定海外債権の引当金計上

(理由)

- ・ 理由不記載
- ・ 外国政府等に対して有する債権について繰り入れた個別貸倒引当金については、令96④「外国政府等の履行遅滞等」の要件を満たす場合には債権額の50%の無税繰入が認められる。しかし当該債権につき債権国・債務国の政府間協議に基づくリスケジュールが行われ以後の弁済計画が決定した場合には、令96④に掲げる「弁済を受けることが著しく困難」な場合には該当しないとされ、かつ、外国政府等という債務者の性質から令96④一(二)・規25の2の更正計画認可の決定等に準ずる事由の規定も適用されないため、一転して全額有税繰入を強いられることになる。このような債権は政府間協議に基づくリスケジュールが行われた場合であっても依然として回収可能性が高いとは言えず、また弁済についても長期間に及ぶことが見込まれるため、令96④一に規定する内国法人の長期繰延債権と同様の取扱いを要望する。

③外国子会社が自己株式の取得、資本剰余金からの配当を行った場合の計算については、現地会計制度若しくは現地税制の計算に準拠した「資本金等の額」「利益積立金」の計算を認める

(理由)

- ・ 外国子会社に日本の税法を適用して、過去にまで遡って「資本金等の額」「利益積立金」の計算をすることは困難であるため。

所得税

(1) 給与所得関係

①給与所得控除の適用を認めた事業主報酬制度の導入

(理由)

- 個人企業経営者の所得には勤労性が存在する。しかし現在のわが国には、個人企業経営者の勤労性所得を認める税制上のしくみはない。一方、個人企業と経営実態を同じくする同族法人企業の経営者に対しては、役員報酬の支払いが認められている。資本金500万円未満の法人企業の73.3%は、役員報酬を支払うこと等によって法人税の納税額がゼロ(欠損法人)であるといわれている。少子高齢化社会の到来と長期にわたる経済不況により小規模事業者の活力がおおきく失われており、個人企業と同族法人企業との税負担格差は拡大している。税制は公平でなければならない。適正な記録にもとづいて申告をおこなっている青色申告者の勤労性所得を正当に評価し、給与所得控除の適用を認めた事業主報酬制度の導入を、一刻も早く実現するよう強く要望する。

②会社が負担する海外個人所得税の取扱い

(理由)

- 日本の居住者である海外出張者が、現地法令により海外個人所得税を課され、これを会社が負担した場合、法令・通達ではその取扱いが明確にされていないが、税務調査等の税務当局による課税実務においては、給与所得であるとされている。しかしながら、
(i)会社が負担するのは、会社の業務遂行の必要性による業務命令によって海外出張者が被った「経済的損失の回復」を目的とするものに過ぎず、当該出張者の「生活レベルを維持するためのもの」であることから、令第22条に掲げる「非課税とされる在外手当」に類するものであると考えられること
(ii)「業務の遂行に関連するもの」である場合は、給与ではないとする法人税基本通達9-5-5(役員等に対する罰金等)、9-7-16(法人が支出した役員等の損害賠償金)の取扱いとに不整合があると考えられること
(iii)所得税法においても、個人の外国税額控除制度が用意されているが、日本と外国との課税範囲・税率が異なること、又、法人の場合と異なり、個人の場合には、外国税額控除限度額の基礎となる国外所得を永続的に確保することが困難であること等により、当該制度を適用しても、一部の二重課税の排除に留まることが多いことから、会社が負担した海外個人所得税の所得税法上の取扱いにつき、経済的利益のない非課税所得である旨通達等で明らかにするよう要望する。

(2) 税制適格ストックオプション

①非課税限度枠の拡充

(理由)

- ストックオプション制度の全面解禁に伴い、平成10年度改正で税制の優遇措置が手当てされ、平成14年度改正では限度額が1,000万円から1,200万円に引き上げられたが、より一層の制度活用を図る観点より優遇を受けられる要件(行使金額)の緩和を図る必要がある。

②適格要件の緩和

(理由)

- 税制適格ストックオプションの適用要件に、取得した株式を振替口座簿への記載等又は証券会社等へ保管を委託しなければならないとされていますが、未上場会社においては、株券を預かってくれる証券会社等が非常に少なく、税制適格要件を満たすことが困難であり、当該要件の緩和等を望みます。

③権利行使可能期間において条件変更した場合の取扱い明確化

(理由)

- 新株予約権の条件変更につき、所得税法上の規定がないため、明確化を望みます。すなわち、権利行使可能期間になった後、条件変更をした場合の取扱いについて明確化を望みます(特に、権利行使期間は、付与決議日から2年超とされていますが、条件変更の際は、条件変更日以後2年超の間を置く必要があるのか。又、権利行使価額は契約締結時の時価以上とされていますが、条件変更契約においては条件変更契約締結時の時価以上としなければならないのか、という点について)

(3) 配当関係

①上場株式に係る資本剰余金の払戻しを配当所得とする。

(理由)

- 上場会社の株主は数が多く、中には年配の方もいらっしゃる、資本剰余金を原資とした配当が、一部配当所得となり、一部株式の譲渡となる複雑な仕組みや計算を理解し、確定申告をするのは無理がある。

②匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備

(理由)

- 匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額(加減算調整考慮後)とすべきか、についても明らかとはされていない。

③海外に所在する組合に係る調書提出義務の廃止

(理由)

- 海外に所在する組合(例:ケイマンLP)の場合、通常は日本国内にその営業の実態を有しないにもかかわらず、調書の提出を通じて組合員情報の開示を要求することは実務作業面や組合事業の一種の匿名性を考慮しても適当ではない。従って、海外に所在する組合は当該調書提出義務の適用除外とすべきである。

④上場会社等の自己株式公開買付けの場合のみなし配当課税の特例措置恒久化

(理由)

- 現行の時限立法措置が廃止された場合、個人株主にとって、公開買付けの際に発行法人に株式を売却する場合と、他の公開買付者に売却する場合とで税負担に差異が生じることとなり、その結果、発行法人が行う公開買付けは個人株主からの賛同を得られにくくなると考えられる。従って、個人株主の投資判断に大きな影響を与える可能性を考えると、上記特例は時限立法措置ではなく、恒久的な制度とすべきである。

(4) 金融所得課税の一体化・金融政策(市場活性化等) 税制・関連申告納税制度の改善

①関連税制の簡素化及び損益通算制度の見直し

(理由)

- 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するために、現在の複雑な金融税制を投資家にとってわかりやすいものに改正することが望ましい。また、リスクテイクをしやすい環境を整備するために、簡素な損益通算の仕組みも求められる。ただし、実務上の問題点等に関する議論を事前に充分に行うべきである。
- 個人投資家にとって魅力のある金融・資本市場とは、金融商品がリスクに見合ったリターンを形成し、個人投資家がリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できる市場である。そのためには、金融商品に対する課税は、簡素かつ公平で、課税の方法が金融商品間の有利・不利につながらないように配慮することが必要であり、課税方式の均衡化とともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることが必要。金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、その実施時期に応じて、特定口座を利用した損益通算など納税者の利便性に配慮しつつ、全国銀行の個人預金口座が多いこと等にも鑑み、金融機関が対応可能な、実効性の高い制度とすることが必要と考える。
- 平成20年度税制改正において、平成21年より上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算が可能となる措置が講じられた。また、平成22年1月からは、上場株式等の配当等を特定口座(源泉徴収選択口座)に受け入れることが可能となっており、当該上場株式等の配当等と当該特定口座(源泉徴収選択口座)において生じた上場株式等の譲渡損失との通算を行うことができることとなる。しかし、それ以外の金融商品から生じた譲渡損益等の所得については、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とされていないため、その対象範囲を拡大する必要がある。さらに、投資者の納税手続を簡素なものにするために、損益通算対象範囲が拡大した場合には、同時に特定口座における取扱い対象範囲も拡大する必要がある。
注) この実施に当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。

②所得税各種控除、国民健康保険等との調整

(理由)

- 上場株式等の譲渡損失に関する損益通算・損失の繰越控除のために確定申告すると、合計所得金額や総所得金額等が増加し配偶者控除の適用がなくなったり、介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料等の負担が増加する。また、その影響度合いもそれぞれ異なる。せつかくの金融所得一体化税制を進めるのであるから、税以外の取り扱いも合わせる必要がある(税金申告した後に、想定外の悪影響が生じて、困惑している納税者が多い)。

③少額の上場株式等投資のための非課税措置

(理由)

- 少額の上場株式等投資のための非課税措置を法制上、措置するに当たっては、投資家の利便性および金融機関の実務負担等に配慮することが必要。
- 証券市場の安定性という点からは、個人の参加を促すことが重要であるが、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへ資金を移動させる仕組みとして、政策的に税制のインセンティブを設ける必要があると考える。平成21年度税制改正において、上場株式等の譲渡所得及び配当所得の軽減税率が継続されたことは非常に意義深いことではあるが、制度設計に当たっては、投資家の利便性及び証券会社の実務に配慮した簡素なものとする必要

④「貯蓄から投資へ」を担保する税制措置

(理由)

- 証券市場の安定性という点からは、個人の参加を促すことが重要であるが、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへ資金を移動させる仕組みとして、政策的に税制のインセンティブを設ける必要があると考える。平成21年度税制改正において、上場株式等の譲渡所得及び配当所得の軽減税率が継続されたことは非常に意義深いことではあるが、制度設計に当たっては、投資家の利便性及び証券会社の実務に配慮した簡素なものとする必要があるため要望する。

④上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間延長

(理由)

- ・ 配当所得に対する所得税と法人税との間の二重課税調整の仕組みとして、個人株主に対する配当控除、法人の受取配当等の一部益金不算入制度が設けられているが、二重課税の調整は未だ不十分のままであるため、例えば配当所得の2分の1に課税する方法に改めるなど配当の二重課税の調整を要望する。また、欧米諸国では、株式の譲渡に係る損失について無期限に繰越控除が認められているケースが多く見受けられる。控除期間3年間は短く、「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものにするには、より個人投資家のリスクに見合う優遇制度（期間）を拡充することが必要であることから、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を現行の3年から7年程度に延長することを要望する。

⑤公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が利子計算期間の途中で外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間に係る部分に相当する額についても、源泉徴収を不要とする措置

(理由)

- ・ 国外公社債については、公共法人等又は金融機関等が、利子の計算期間の途中で公共法人等又は金融機関等から取得した場合には源泉徴収を不要とされる期間が通算される。しかし、取得先が外国法人である場合には源泉徴収を不要とする期間は通算されない。このため、外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間に係る部分に相当する額について源泉徴収を不要とする措置を講じることを要望する。

⑥振替国債等の利子の非課税措置を受けることができる適格外国証券投資信託範囲を拡大

(理由)

- ・ 租税特別措置法第5条の2において、適格外国証券投資信託が受ける振替国債等の利子は非課税とされているが、
 - － その外国証券投資信託の受益証券が国外において公募されていること
 - － その外国証券投資信託の受益証券の募集が国内で行われていないことという条件が付されており、以下のような場合は非課税の適用が受けられないため、税制改正を要望するものである。
 - (i) 海外では、ファンドオブファンズやマスターフィーダー形式の証券投資信託などが主流であるが、その場合振替国債等を購入する外国証券投資信託(マスターファンド)は公募されず、その受益証券を購入する外国証券投資信託(フィーダーファンド)が公募されるため、マスターファンドは上記要件を満たさず、非課税の適用を受けられない。
 - (ii) 外国証券投資信託の受益証券の募集が国内で行われている場合でも、金融商品取引業者に口座を開設する限り、分配金に対する源泉徴収を通じて税の捕捉が出来るため、課税上弊害が無いと思われるが、上記規定により日本で募集されている外国証券投資信託は、非課税の適用を受けられない。
 - (iii) 私募形式の外国証券投資信託でも、当該投資家が非居住者であることが証明出来る限り、課税上弊害は無いと思われるが、そのような外国証券投資信託についても非課税の適用を受けられない。

- ・ 居住者等が受け取る国債や地方債の利子等について非課税措置が講じられている。公社債への非居住者等による投資の円滑化、円の国際化推進、わが国金融・資本市場の活性化等の観点から、振替制度を利用した社債の利子についても、非居住者等の範囲および対象となる社債の範囲を明確化した上で非課税措置を講じることが必要。
- ・ 日本の債券マーケットで非居住者が社債の売買を行う環境を整備し、海外資金の導入を促進するために、非居住者の保有する振替社債の利子を非課税とするべきである。なお、振替国債・振替地方債についてはすでに非課税措置が導入されている。

⑦非居住者等に対する民間国外債の利子等に係る非課税措置の延長・恒久化

(理由)

- ・ 財務戦略のグローバル化が深化するなかで、我が国企業が国際資本市場での資金調達を円滑化を図るためには、民間国外債の非居住者及び外国法人に対する利子及び発行差金について講じられている非課税措置は必要不可欠であり、今後も現行措置の延長を要望する。
- ・ 財務戦略のグローバル化が深化するなかで、我が国企業が国際資本市場での資金調達を円滑化を図るためには、民間国外債の非居住者及び外国法人に対する利子及び発行差金について講じられている非課税措置は必要不可欠であり、今後も現行措置の延長を要望する。
- ・ 以下の観点より、時限措置が終了となった場合の企業活動に影響が大きいと考えられるため。
 - ・ 海外市場からの資金調達の確保
 - ・ 海外資金の日本のい企業活動への導入
 - ・ 日本企業の海外発行による国際的プレゼンスの維持

- ・ わが国企業による外債発行は、民間国外債の利子及び発行差金に対する非課税制度を基礎として拡大・発展し、わが国企業の資金調達のための重要な柱の一つとなっている。同時に、これら社債は現在、海外の公私投資者の重要な資産運用の対象にもなっていると同時に、内外からの円の国際化要請にも貢献している。国際資本市場において社債が競争力ある商品として成立するためには、自国企業が外国において発行する債券（民間国外債）の利子等に対して、国内源泉所得課税を行わないことが必須の要件であることから、アメリカ、イギリス等先進主要国では、国際資本市場における資金調達の重要性にも鑑みて、非居住者等の受け取る民間国外債の利子等の非課税扱いを一般化し、かつ、恒久化している。このような状況の下で、仮に本制度が廃止されると、非居住者等にとって、わが国企業の外債に対する投資魅力は著しく低下し、その発行が事実上不可能になると考えられる。仮に、外債発行がストップすれば、わが国企業は、有力な資金調達先を失うという量的な問題が生じるだけでなく、内外の最も有利な市場において、様々な通貨により適時適切に資金調達を行う選択肢が奪われるため、調達コストの上昇も避けられないため要望する。
- ・ 外債を購入した非居住者及び外国法人に対する利子については非課税であるが、当該措置が停止した場合、受取額を保障するため、発行者が税額分を負担する等の追加費用が発生し、結果外債の発行が大幅に停滞する懸念があることを踏まえ、左記の措置が必要と考える。
- ・ わが国企業の資金調達の効率化および資金調達手段の多様化に資するために講じられている本措置は、国際競争力維持等の観点からも不可欠である。また、本措置は円の国際化の推進等に資するものであり、恒久化、少なくとも延長することが必要。

⑧特定口座へ受け入れ措置対象の拡大

(理由)

- ・ 特例上場株式等の特定口座への受入が終了し、平成21年度税制改正にて新たに特定口座へ受け入れ措置が手当てされたが、同税制改正にて手当てされなかった下記、類型についても特定口座への受け入れ対象とし、特定口座の利便性向上を図るために要望するものである。
 - ・ 特別口座で管理される上場株式等及び担保権解除等で返還される上場株式等
 - ・ 担保設定等により担保設定者が開設する特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託（担保権解除前に一部が処分されている場合も含む。）
 - ・ 非上場会社の株主に対して、合併・株式交換等により交付された既上場会社の株式
 - ・ 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式等
 - ・ 株式給付信託（日本版ESOP）により取得した上場株式等

⑨上場会社等による自己株式公開買付けの場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長

(理由)

- ・ 経営の自由度を高め経済構造改革を進める観点から、平成13年10月1日より金庫株が解禁され、金庫株として自己株式を取得することが直ちに資本金の減少とはならず、将来において処分を行うことも可能となった。これにより、自己株式の取得時において、取得に応じた株主が受け取った対価については、税務上、譲渡損益として整理されることが妥当であるほか、みなし配当所得とされた場合において大口株主等の通知義務の履行など実務上の対応が困難と考えられるため要望するものである。

⑩取得費特例の恒久化又は延長

(理由)

- ・ 申告分離課税への一本化に伴い、過去に相続等により株式を取得していた場合など取得価額の把握に時間とコストを要するケースがあることや、更には申告分離課税に習熟するまでの間の申告利便の向上に資するという点に配慮すべきと考えられるため、要望するものである。

⑪顧客交付書類・届出書類

- ・ 配当等の支払通知書等及び特定口座年間取引報告書の電子交付（PDF）書類のプリントアウト 版を確定申告書の添付書類とすること
- ・ 所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額にかかる支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること
- ・ 特定口座年間取引報告書への源泉徴収選択口座内配当等に係る明細の記載の省略を認めること
- ・ 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客について、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること
- ・ 金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る押印欄を削除する（押印を不要とする）こと
- ・ 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること
- ・ 金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る用紙サイズの指定を撤廃すること

(理由)

- ・ 現在、証券会社が顧客に交付する特定口座年間取引報告書については、顧客の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法としてPDFファイル等により提供することができることとされている。また、証券会社が顧客に対して交付する上場株式配当等の支払通知書についても同様に電磁的方法としてPDFファイル等により提供することができることとされている。顧客の利便性を向上させるため、顧客が自宅のプリンター等でPDFファイルをプリントアウトした「特定口座年間取引報告書」や「上場株式配当等の支払通知書」を確定申告書に添付する書類として認めていただきたいため要望するものである。

- 平成21年度税制改正により、オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等に係る支払通知書につき年間一括交付方式が認められたところであるが、所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書についても措置するよう要望する。
- 平成22年1月から特定口座での上場株式等の配当等を受け入れることが可能となり、同年分の特定口座年間取引報告書には源泉徴収選択口座内配当等に係る明細を記載することが措置された。しかし、配当等の詳細を記載することで、当該報告書の量が膨大になることがありうるため、配当等の明細の記載の省略を認めるよう措置することを要望する。
- 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客については、一定の場合を除き、確定申告を行うことはないため、顧客からの指示がない限り、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすることを要望する。
- 平成21年1月5日実施の「株券電子化」により、国内上場株式の実質株主報告の際の印影管理が不要となることなど合理化が図られた。これにより証券会社においては、株式実務関係の書類以外の各種届出書等についても、押印欄を削除し、印影管理を不要とすることで、顧客の利便性向上あるいは証券会社の事務処理の合理化を図りたいとの声が高まっているため、要望する。
- 税務上の各種届出書に係る用紙サイズの指定を撤廃することで、各種届出書作成における事務処理等の合理化を図ることを可能にするために要望する。

⑫既に金融商品取引業者に対し税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって当該金融商品取引業者に対して過去に告知した内容（氏名及び住所）から変更がない場合には、本人確認書類の提示及び提出は不要とすること

(理由)

- 実務上、顧客が取引営業店を変更した場合、変更前の営業店で管理されていた顧客からの受入書類等は、変更後の営業店に引き継がれる。変更前の営業店で受入れた告知書や本人確認書類の提示を受けて確認した情報についても、変更後の営業店に引き継がれるため、告知書の再受入れ及び本人確認書類の再受け入れの必要性はないと考えられるため、要望する。なお、特定口座については、同一金融機関における他の営業所への移管に際しては、本人確認書類の提示は求められていない。

⑬税法上の告知等において必要とされる本人確認書類につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること

(理由)

- 現在、税法上の告知等において必要とされる本人確認書類については、収益犯罪移転防止法上の本人確認書類とは一致していない。例えば、証券取引に係る口座開設時の本人確認書類には、「療養手帳」が認められているが、株式投資信託の収益の分配の支払を受ける場合の告知に係る本人確認書類には、「療養手帳」が認められていない。この場合、証券取引に係る口座開設に係る本人確認書類とは別の税法上認められた本人確認書類を提示しなければならない。このように顧客にとって煩雑な手続を改善するために要望するものである。

⑭金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等につき、振替に係る業務を行う法人を支払の取扱者とする規定を削除すること

(理由)

- 金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等については、支払の取扱者が振替にかかる業務を行う法人とされていることから、金融商品取引業者で源泉徴収事務を行うことができず、源泉徴収選択口座の対象とすることができない。これにより、金融商品取引所に上場されていない国外株式の配当等と取扱いが異なり、顧客に混乱を招くことが懸念されるため、支払の取扱者を国外株式の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理をする者とするのを要望するものである。

(5) 居住用財産の買換特例(譲渡損失繰延)

①要件の緩和

(理由)

- 一層の住宅取得促進、不動産の開発促進等流動化を図るために、本特例の適用要件の緩和を要望する。

②所有期間要件の廃止

(理由)

- 居住用財産の買換特例等 所有期間要件の廃止

(6) その他

①住宅取得の促進に資する税制措置の拡充

(理由)

- 住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充されているが、現下の経済状況を踏まえれば、住宅投資が拡大することへの期待は非常に大きい。そのため、住宅取得、住生活の安定確保および向上を更に進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等を図ることが必要。

②別生計の親の医療費を負担した場合の医療費控除対象化

(理由)

- ・ 社会的に核家族化が進み、別生計の親の医療、介護費用等を子供が負担するケースが増えている。一定の要件のもとで別生計の親の医療費は、医療費控除の対象とする。

③事業の用に供されていた不動産の譲渡損失と事業所得・不動産所得の損益通算を認める。

(理由)

- ・ 不動産の譲渡利益については、1,000万円の特別控除や先行取得の特例等の特例が創設された一方、譲渡損失についての手当てはなされていない。昨今の不動産市況の停滞を防止し、不動産取引を活性化するためにも、時限的な措置として事業用不動産と当該不動産に係る事業所得・不動産所得に限り損益通算を認める措置を検討して頂きたい。また、同様の理由により上場株式等の優遇措置がある平成23年までについては、10%の税率にすることも検討して頂きたい。

④規約型および基金型確定給付企業年金の個人掛金について、社会保険料控除を適用

(理由)

- ・ 年金制度については、確定拠出年金も含め、今後の高齢化社会の到来を踏まえ、年金資産の充実・運用収益の向上を図る必要がある。

消費税

(1) 複数税率の採用

(理由)

- ・ 消費税率が引き上げられた際には、消費税が本来から有している逆進性の問題が顕在化することが懸念される。消費税率改正時には、食料品や医薬品等の生活必需品に対する軽減税率の適用を要望する。

(2) 確定申告期限の1カ月延長

(理由)

- ・ 法人税の確定申告は1ヶ月延長可能ですが、消費税の申告期限は延長できません。消費税についても法人税の申告期限に合わせ、1ヶ月延長できるよう要望するものです。
- ・ 理由不記載

(3) 仮決算に基づき中間申告納付する際の申告の簡素化

(理由)

- ・ 平成16年度より、毎月の中間申告納付が求められるようになりましたが、これを仮決算に基づき行う場合、課税売上割合の計算等、煩雑な申告事務が毎月発生することとなります。したがって、事務量がこれまで以上に増大することにより事業者の負担が重くなることから、申告手続きの簡素化を要望するものです。

(4) 課税売上割合・仕入税額控除

①総売上高に加える、特定の有価証券等の対価の額

(理由)

- ・ 非課税売上、有価証券譲渡の5%を非課税売上として課税売上割合を分母に入れているが、銀行は金利収入や有価証券売買が多い為、他業態と比較しても課税売上割合が低く、公平性に欠ける

②課税売上割合にかかわらず、課税仕入について全額仕入税額控除を認める

(理由)

- ・ 法人が仮払いした消費税については、受取側で仮受けの消費税として計算されています。一法人内ではなく全体で捉えると益税が発生しているものではありません。したがって、課税売上割合にかかわらず、課税仕入の税額の全額を仕入税額控除の対象としていただきたい。

(5) 組織再編成に係る消費税

①適格現物出資における課税資産の譲渡

(理由)

- ・ 課税資産を適格現物出資した場合、法人税では現物出資資産の簿価が新株の取得価額となるが、消費税では新株の時価で課税資産の譲渡が計算されるため、不整合となっている

②株式交換・移転における株式譲渡取引は『不課税取引』とすること

(理由)

- ・ 組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も先の税制改正で本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを相違する理由がない。

相続税・贈与税・事業承継税制

(1) 相続税・贈与税一般

①株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置を図ること

(理由)

- ・ 現在、上場株式等の贈与・相続が行われる場合の評価については、課税時期の最終価格などで評価が行われることから、実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合には、受贈者が予想しない過度な負担が生じるとの指摘もある。高齢者層から若年者層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する一環として要望するものである。

②物納許可限度額

(理由)

- ・ 物納申請者の生活費相当額が実態に即していないと考えられるため物納許可限度額「金銭納付を困難とする理由書」の「(3)生活費及び事業経費」欄における《国税徴収法第76条第1号から第4号までの規定による金額相当額の合計額》としての「申請者100,000×12月」の増額

(2) 財産評価

①取引相場の無い株式の純資産価額の計算において退職給付債務の負債計上を原則認める

(理由)

- ・ 純資産価額は清算価値を表すものであるから、恣意性の介入しない一定の方法で計算する要件を満たせば、現実な債務と認められる退職給付債務は原則負債計上の対象とすべきであると考ええる。

②広大地評価において、旗竿形状による分譲が最有効利用活用と見込まれる土地について、当該形状による減価を織り込んだ評価方法を新たに定める

(理由)

- ・ 広大地評価が認められない土地については、現状、通常宅地と同等の評価が求められている。しかし旗竿形状での分譲は、売却金額が明らかに下がるという実態を考えると、現状の課税方法は非合理的である。

③完全親会社の純資産価額の計算上、株式交換（移転）時により取得した株主50人未満の完全子会社株式の帳簿価額は、現状では法人税法上の受入価額が著しく低い場合、「株式交換時の時価」となってしまうが、「株式交換時の簿価純資産」と明確に定めるべきである。

(理由)

- ・ 含み資産を有する会社が完全子会社になった場合、株式交換前に評価差額に対する法人税が控除できていたものが、完全子会社の受入価額を時価としてしまうと、株式交換後においては当該含み益の控除ができなくなってしまう。株主50人以上の会社との課税の公平を考慮して改善すべきである。

(3) 事業承継税制

①医療法人の対象化

(理由)

- ・ 現存する医療法人の大部分が持分ありの医療法人であり、その承継に際して相続税・贈与税の対象となることから、他の一般法人との整合性を図るべきと考ええる。

②規制対象となる同族関係者の範囲縮小

(理由)

- ・ 規制対象とする同族関係者の範囲が広すぎる。親族が50%超の議決権を有する会社なども含まれており、例えば、制度を適用した後、後継者とは面識のない従兄弟や再従兄弟（はとこ）が風俗営業会社を興した場合も猶予期限が確定してしまう。

③事業承継税制適用者の拡大

(理由)

- ・ 共同経営、兄弟経営の非上場会社の相続税負担に対する手当てを行うため
- ・ 親族外承継を選択する企業が増えていること。親族外承継者の場合、株式承継をするための資金力に乏しい場合が多いこと。親族外承継であっても（事業承継税制の目的の一つである）雇用確保は十分図られること。以上から、事業承継税制の適用者の範囲拡大を希望するもの。

④雇用継続要件の緩和(80%→60%)

(理由)

- ・ 昨今の経済情勢のもと、80%の雇用継続を課していることが原因で、適用を検討する企業が極端にすくない。

⑤贈与時の贈与者の役員退任要件を緩和

(理由)

- ・ 納税猶予申請時において、贈与者は役員を退任するという条件は、経営者の層の薄い中小企業の実態を考えるとそぐわず、当該要件が障壁になり、適用を検討する企業が少なくなる原因となっている。

⑥贈与者または受贈者が一定年齢に達した場合には、受贈者から次世代後継者への自社株の贈与を認める。

(理由)

- ・ 贈与税の納税猶予では、受贈者から次世代後継者への自社株の一括贈与は免除事由とされず、贈与者が存命する限り、次世代後継者への自社株移転ができない。

⑦経営贈与承継期間、経営承継期間に定める「5年を経過する日」について経過年数を短縮

(理由)

- ・ 認定贈与承継会社及び認定承継会社に対し、5年間という長期に渡る期間について「常時使用従業員の数」について80%の雇用を維持することを課するのは、経営の安定を維持する観点から非常に厳しいと考えられるため。

⑧個人企業における事業承継税制の創設(事業用資産の非課税化)

(理由)

- ・ 地域社会への貢献と日本経済の持続的成長を促すためにも、個人企業の継続と発展の観点から事業用資産の非課税とする事業承継税制の確立が図られるよう強く希望する。

印紙税

(1) 印紙税の廃止

(理由)

- ・ 電子商取引が一般化する中で、租税負担の不公平が生じている。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際印紙税を廃止されたい。
- ・ 平成元年に物品売買契約等で印紙税が廃止され一部の文書のみ課税されており、業種により税負担が不公平。
- ・ 契約内容が同じでも、電子契約には課税されず、文書課税という曖昧な課税根拠になっている。
- ・ 請求書の明細や預金の明細、契約書等についてもIT化が進む現在、文書に課税する印紙税は、社会的な流れに逆行すると考える。
- ・ 今後益々普及する電子商取引では、印紙税は不要である一方、文書に印紙税が課されるのは、課税の公平性に著しい問題があると考えられる。
- ・ 印紙税は経済上の流通取引に潜む担税力に着目した税であり、消費という経済取引に潜む担税力に着目した消費税と何ら変わらないため、消費税に一本化し、同様に、登録免許税や不動産取得税の流通課税についても、消費税に一本化することで、税務コンプライアンスコストが削減され、企業活動の更なる活性化を図ることが可能となることから、左記の措置が必要と考える。
- ・ 文書課税という課税根拠の曖昧さ。
- ・ 業種による税負担の不公平。
- ・ 重層請負構造による多重負担。
- ・ 諸外国との課税状況（欧米では課税なし）。
- ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することが必要。
- ・ 電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。
- ・ 文書課税という、課税根拠があいまいで、重層請負構造をもつ建設業にとっては多重に課税され、不公平である。速やかに廃止すべし。
- ・ ペーパレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は合理性を欠いており、廃止することを要望します。

(2) 契約書（1・2・7・13・14・15号文書）に関する印紙税を廃止

(理由)

電子商取引の急速な普及に伴う契約書等の電子データ化により、印紙税の課税客体である紙の契約書自体が存在しなくなりつつあり、また、税務当局により電子データによる契約を不課税文書とみなすことも明らかにされている。印紙税は本来契約行為等を行う取引に担税力があるものとして、その取引に付随して作成される文書に課される租税であるが、同一内容の取引について作成される同一内容の契約書が、従来どおり紙により作成された場合は課税されることとなる一方、電子データにより作成された場合は課税されないこととなり、課税の公平性を著しく欠くこととなるため契約書に関する印紙税について廃止することを要望する。

(3) 軽減措置の適用拡大

(理由)

- ・ 平成9年4月より不動産譲渡に関する文書と建築請負に関する文書については税率の特例により軽減されており、設立趣旨は理解できるもののある特定業種のみ税の恩恵があると思われ、税負担公平の観点から不動産譲渡に関する文書と建築請負に関する文書以外の1号及び2号文書にも適用を拡大すべきである。

登録免許税・地価税

(1) 登録免許税の軽減・簡素化

①登録免許税一般

(理由)

- 登録免許税は、手数料的な性格をもつ流通税であるにもかかわらず負担が重く、わが国企業の競争力強化に必要な組織再編成や、資産流動化等の経済取引、担保権信託を利用するシンジケート・ローン取引に影響し、経済の活性化を阻害している面がある。登録免許税が持つ手数料的な性格を踏まえ、低額の定額税率とする等、大幅に軽減・簡素化することを要望する。

②不動産取得に係る登録免許税の軽減

(理由)

- 平成15年4月より軽減されたが、期間限定措置となっているので、ビル等の建替えを後押しする上でも期間の限定を撤廃し、恒久的な税率の引き下げを要望する。

③会社分割に伴う不動産所有権移転登記に係る登録免許税軽減措置の恒久化

(理由)

- 会社分割は権利義務の包括承継という点で合併と同様の法的・経済的効果を生じせしめるものである。従って、企業の組織再編を阻害しないためにも、会社分割に伴う不動産所有権移転登記については合併と同様に取扱うべきである（すなわち、登録免許税軽減措置は恒久的な制度とすべきである）。

(2) 地価税

①地価税の廃止

(理由)

- 地価税を導入したバブル経済は既に崩壊しており、現在地価税の存在理由はない。制度そのものを廃止することは景気に対しても心理的にプラスとなり、また税制を簡素化するためにも、役割を終えた地価税の制度は廃止すべきである。
- 土地（不動産）の流通・取得・保有段階において、不動産の流動化を促進するためにも土地関連税制の軽減は不可欠である。平成21年度税制改正において、土地重課益制度の適用停止措置が5年間延長されたが平成25年12月31日をもって期限が切れるため、これをもって廃止すべき。また地価税についても当面の間課税停止されているが、どちらの制度も既に当初の政策目的は失われている。今後の事業や資産の売却及び企業の円滑な事業再構築を引き続き活発化するためにも、土地譲渡益重課制度および地価税は制度そのものを撤廃すべき。

地方税全般

(1) 地方税制度全般

①地方税制度全般の見直し

(理由)

- ・ 外形標準課税の平成16年度からの導入により、既存の応益課税（固定資産税、事業所税等）との関連で、地方税全般を見直す必要がある。
- ・ 道府県民税と事業税、市町村民税と事業所税など、内容が重複している税目を一元化し、租税制度の簡素化を図ることを要望する。納税者の側の納税コスト（負荷）削減および、自治体の同削減（道府県民税と事業税で窓口が異なって重複した業務を行なう人員が配置されていたり、同一の諸届けをそれぞれの窓口へ提出を要請するなど、行政の非効率も見られる）のため。

②地方税の法人依存・超過税率の見直し

(理由)

- ・ 地方税法では標準税率を定めており、特例として各地方自治体の財政状況によって超過税率（標準税率の2割増しを限度）を適用することを認めているが、現状は多くの自治体が超過税率を適用しており、企業に加重の税負担を強いることとなっている。
- ・ 地方自治体における地方税財政改革に伴う課税自主権の拡大・強化の動きのなかで、企業に重課させる傾向が今後、益々強まることが懸念される。当該地域の住民を含めた納税者の受益と負担の合意のもと導入されるべき「法定外税」や「超過課税」について、現状、その大半が企業に負担を求めるものとなっており、選挙権のない法人に偏った安易な課税は容認できない。

③連結納税制度の導入

(理由)

- ・ 納税事務の簡素化に資する形で、地方税においても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税を含めた事務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望する。
- ・ 赤字の連結納税子会社について、連結加入期間中の赤字額は、地方税相当分が、投資簿価修正との関連で、子会社側でも親会社側でも、赤字が使用出来ない状態となり、不利益を被る。地方税においても、法人税同様、連結納税を導入し、所得通算を可能にすることで、不整合解消を図って頂きたい。
- ・ 連結をベースとした企業運営がより徹底される中、地方税についても連結納税制度を導入してもらいたい。
- ・ 連結納税制度については、グループをベースとした運営がより強くなる中で、その利用を阻害する幾つかの大きな要因がある為、納税者にとってより利用しやすいものに改善すべきであると考えます。

(2) 地方税制度の簡素化

①統一的な電子申告・納税制度の整備

(理由)

- ・ 申告手続きを効率的に行えるようすべての市町村に電子申告のインフラを整備していただきたい。
- ・ 地方税における電子申告・納付制度については、現在、都道府県と一部の市町村のみの対応となっており、その他自治体の導入が遅れている。このため、電子・書面が混在し、企業側に制度導入のメリットが無い状況である。上記を踏まえ、自治体への導入義務付け、及びシステムの民間共同委託等による導入コスト低減等を通じ、全自治体の統一的な制度導入を実現すべきと考える。統一導入までの期間は、企業の本店所在地における一元的な申告・納税を許容する制度を導入すべきと考える。

②地方税申告・納付の簡素化（一括申告・納税の実現）

(理由)

- ・ 複数の市町村に固定資産を有する企業については、その市町村ごとに納付期限、分割回数、報奨金制度等が区々であり、納税及び申告書作成等に膨大な事務処理稼働を要していることから、簡素化が必要と考える。
- ・ 納税者の側の納税コスト（負荷）削減および、自治体の同削減のため（道府県民税と事業税で窓口が異なって重複した業務を行なう人員が配置されていたり、同一の諸届けをそれぞれの窓口へ提出を要請するなど、行政の非効率も見られる）市町村税の申告納付について、道府県にいったん集約するなどの効率化も政府主体で検討されることを要望する。
- ・ 企業の事務負担の軽減を図るために、地方税を、本社で一括して申告・納付可能とするよう要望。
- ・ 建設業は全国に多数の工事事務所があり、短期間で設置廃止を繰り返している。地方法人課税は申告・納付の事務負担が大きいので一元化を図るべきである。
- ・ 地方法人課税は、申告・事務負担が大きいので、本店所在地の都道府県への一括申告納付等による、手続簡素・合理化を推進してほしい。
- ・ 企業の事務負担の軽減を図るために、地方税を本社で一括して申告・納付できる制度の導入が必要。
- ・ 全国に支店・工場等を有する法人にとっては、納付事務及び申告事務において多大な時間を費やすことから、納税者事務負担の軽減を実現していただきたい。一方、地方自治体においても、税務事務の集約化が図れる体制を構築された場合は、行政コストの削減に寄与すると考えます。

(3) 法定外税

①総務大臣の不同意要件の内容の明確化

(理由)

- ・ 法定外税については、その創設等にあたって、公平・中立などの税の原則に照らした十分な検討が必要。そのため、法定外税にかかる総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、納税者の納得・合意の必要性、国の重要な施策との適合性などの観点から適切な見直し（内容の明確化を含む）を要望する。

②法定外税創設における納税義務者からの意見徴収義務化

(理由)

- ・ 法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見徴収を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきたい。

(4) 地方税制度における欠損金繰戻還付の導入・繰戻期間の延長

①欠損金繰戻還付の導入

(理由)

- ・ 事業基盤が脆弱な中小企業者や創業間もない企業が、昨今の厳しい経済環境に対応できるよう、地方税においても、欠損金の繰戻還付の制度を創設が必要。特に、法人住民税については、法人税を課税標準とすることから、欠損金の利用のタイミングを法人税と同様にすべき。実務上も利用タイミングが法人税と地方税で大幅にズれることは事務処理が煩雑になっていくと考えられる。
- ・ 金融の自由化による新規事業への進出や、競争激化に伴う企業収益の変動幅の拡大、巨大災害の発生等により、損害保険業界においても赤字決算や欠損が生じる可能性が高まっている。新規事業展開のための初期投資や巨大災害により欠損が発生した場合、現行の税制では欧米と比較して競争力に欠け、不利益が生じる面があり、これは経済の活性化や保険会社の健全な運営を図る上で問題である。したがって、欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うことにより、税制上の不利益がなくなり、企業経営の早期健全化、ひいては我が国経済の活性化に繋がる。また、普通法人のうち資本金1億円以下の法人や公益法人等の中小法人等には、平成21年度税制改正で繰戻還付が認められるようになったが、大企業も含めた法人に等しく適用されるべきである。

(5) その他

①バリアフリー特例

(理由)

- ・ 交通バリアフリー法では市町村が基本構想を作成し、交通事業者、道路管理者および都道府県公安委員会はその基本構想に基づきバリアフリー事業を行なうこととなっております。従って、バリアフリー特例措置の適用を受けるには、まず市町村がバリアフリー法に基づく基本構想を作成することが前提となります。しかしながら基本構想の作成に遅れが生じていることから、鉄道事業者がバリアフリー対象となる施設を建設しても特例措置が受けられないのが実情です。特例措置が受け入れ易いように交通バリアフリー法の緩和をお願いするとともに国や市町村からの負担金で行なうバリアフリー改良工事等についても特例措置の適用をお願いいたします。

②試験研究税額控除

(理由)

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額にて、法人住民税の課税所得計算上加算項目とすべきでない。

③火災保険等に係る異常危険準備金の積立率および洗替保証率の引上げ

(異常危険準備金制度について、火災保険等の積立率を現行の100分の4から100分の5に引き上げること、および洗替保証率を現行の100分の30から100分の40に引き上げること)

(理由)

- ・ 近年、自然災害が世界的に大規模化・増加傾向にあるが、こうした巨大リスクに対しても、確実に保険金を支払うことが、損害保険会社の社会的責務である。損害保険会社は、その社会的責務をまっとうするため、発生の時期・規模の予測が困難な自然災害に対し、平時から異常危険準備金を積み立て、保険金支払原資の確保に努めている。しかし、近年の自然災害の発生により、異常危険準備金の無税残高は大幅に減少した。特に平成3年の台風19号では一台風として過去最高の5,600億円強の保険金が、平成16年には史上最多の台風10個が上陸し7,400億円強の保険金が支払われるなど、大きな準備金取崩しが発生しており、現在もまだ平成3年以前の準備金残高にまで回復していない。また、監督および会計においては、確実な保険金支払を図る観点から、平成17年4月1日以降、既往の最大台風である伊勢湾台風規模に相当する大規模自然災害保険金の額を積立上限額とし、累積の積立額がこれを下回る場合には、異常危険準備金の積立計画を定め計画的に積み増しを行うよう制度の見直しが行われており、税制においても本制度に対応した措置が必要と考える。このような状況を勘案し、平成19年度税制改正において、火災保険等の異常危険準備金の積立率が引き上げられ、平成21年度までは「100分の4」（本則「100分の2」）とされたが、本年度経過措置が期限切れを迎える。巨大災害の支払いに耐えうる十分な準備金残高を確保することは、保険会社の経営の安定に資するのみならず、制度がない場合に比べ国の税収（保険会社の納税）額が安定するという効果もある。巨大災害時に保険金支払責任を確実に履行することで、損害保険会社の社会的役割を十分に機能させるためには、積立率の引き上げおよび洗替保証率の引き上げによって、積立残高を早期に充実させることが必要不可欠である。また、今後の金利上昇により運用益自体の増加が見込まれるため、非課税化されることにより一層の充実が図れることになる。

④地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置

(理由)

- ・ 地震国である我が国において、地震災害への対応は国民的な課題であるが、その対応手段の一つとして、「地震保険に関する法律」に基づき、政府再保険のバックアップのもと、ノーロス・ノープロフィットで運営されている極めて公共性の高い地震保険がある。損害保険業界では、地震保険の商品改定等を通じた制度の充実や、普及率の拡大を図っているが、これにより地震発生の際の保険金支払責任限度額は増加傾向にあり、地震保険の異常危険準備金残高を上回る状況となっている。さらに、平成18年度税制改正において地震保険料控除制度が創設されることとなったことにより、今後一層の地震保険の普及拡大が見込まれる。また、平成21年4月から、民間責任限度額も8778億円から1兆1085億円へ引き上げられ、さらに平成22年4月からは、民間責任限度額1兆1987.5億円になっている。このような状況において、保険会社が保険金の支払いに万全を期するためには、異常危険準備金の一層の充実を図ることが急務となっており、そのためには、地震保険異常危険準備金の運用益積立を全額非課税とすることが不可欠である。

⑤受取配当等の益金不算入割合の引上げ(法人住民税)

(理由)

- ・ 受取配当等の益金不算入制度は、確立した税理論に基づく「二重課税の排除」を目的とした制度であり、益金不算入割合100%というのが本来あるべき姿である。このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されている。然るに、平成14年度税制改正において、連結納税制度創設に伴う財源措置の一つである「受取配当等の益金不算入制度」の縮減により、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。こうした取扱いは国際的にも競争力低下を招くものであり、「二重課税の排除」という税理論に反するものである。また、株式市場の健全な発展に少なからずマイナスの影響を与えるおそれがあり、企業が株式を保有するインセンティブを低下させるものである。従って、「二重課税の排除」という税理論の確立及び国際競争力確保の観点から、受取配当の益金不算入割合の引上げは必要不可欠である。

⑥公益法人関係税制の整備

(理由)

- ・ 現行の公益法人等が新制度に円滑に対応できるようにする等の観点から、固定資産税等について適切な措置を講じること。特例民法法人(旧公益法人)が新制度に円滑に対応できるようにすることが必要。
- ⑦建設工事現場等の事務所、事業所については、1年以上継続して設置するものに対してのみ法人事業税、法人住民税の対象とすること。

(理由)

- ・ 現行通達上では工程管理等の業務のみを行う簡易な事務所を設置期間が6カ月を超えないものについては「事務所・事業所等」に該当しないこととなっている。しかし現実には設置期間が6カ月を超えるものも多く、これらの事務所の改廃に伴い当該事務所の所在する各都道府県、各市町村に法人事業税及び法人住民税の申告を行うことは大きな事務負担となっている。元来、建設工事の現場事務所は仮設的、短期的に設置される性格のものであり、地方公共団体から受ける便益についても通常の恒久的な事務所とは違って一定の範囲に留まっているため、設置期間が1年を超えるような恒久的なものを除いて、原則非課税とするべきである。

事業税

(1) 事業税全般の見直し

① 超過税率の廃止

(理由)

- ・ 地方税法では標準税率を定めており、特例として各地方自治体の財政状況によって超過税率（標準税率の2割増しを限度）を適用することを認めているが、現状は多くの自治体が超過税率を適用しており、企業に加重の税負担を強いることとなっている。

② 事業税所得割の住民税法人税割との統合

(理由)

- ・ 事業税の所得割については住民税の法人税割に吸収統合してもよいように思われる。

(2) 外形標準課税

① 外形標準課税の廃止・見直し

(理由)

- ・ 外形標準課税については、例えば付加価値割の算定において、雇用の創出・確保で地域社会に多大な貢献をする企業ほど負担が重くなる等の問題があることやその算定が複雑であり多大な稼働を要すること等、雇用の確保と企業体質の強化を阻害する税制となっていることから、廃止が必要と考える。
- ・ 外形標準課税は、賃金課税に資本金課税を加えたもので、雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼすほか、企業の国際競争力をそぐなど、問題が多いので、内容を抜本的に見直すこと。

② 計算方法及び申告手続きの簡素化

(理由)

- ・ 申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化を要望する。
- ・ 外形標準課税は下記のような詳細な内容を求められているため、納税者に過大な事務負担を課している。
 - 労働派遣者を受け入れた法人は派遣料の75%に相当する金額が報酬給与額に該当することから、その詳細（派遣業者別の支払金額、人数、労働時間等）も求められる。このため、新たに労働派遣者の管理（派遣会社別支払金額、人数など）が不可欠で、相当な事務負担がかかっている。
 - 契約等において1カ月以上荷物を預け、一定の土地又は家屋の使用と認められる場合には純支払賃借料に該当するとあるが、倉庫使用の契約期間等確認のため相当な事務負担がかかっている。
 - 支払利子と受取利子、支払賃借料と受取賃借料の各契約ごとに借入先・貸付先/貸主・借主の住所・氏名を記入するのは相当な事務負担がかかっている。
 - (具体的な要望項目)
 - 労働派遣料に関する取り扱いの簡略化：従業員数に対する派遣者の割合が極めて少ない場合には課税対象から除外する、もしくは従業員の給与・賞与に対して一定率とみなす。
 - 倉庫料に関する取り扱いの簡略化：純支払賃借料に該当する契約期間を、現行の「1ヶ月以上」から「1年以上」に長期契約をしているものに限定する。
 - 純支払利子・純支払賃借料に関する取り扱いの簡略化：「借入先・貸付先/貸主・借主の住所」、「貸主・借主の氏名」の記載を省略する。
- ・ 付加価値割の申告実務に多大な労力を有するため、付加価値割額の算定基準の簡素化と付加価値割の申告書記載事項の簡略化を要望する。さらに、無償減資を行なった法人に係る資本割の課税標準の特例措置の恒久化を併せて要望する。
- ・ 事業税の外形標準課税の付加価値割等の計算や新定率法の減価償却費の計算等、計算が複雑であったり、データ作成に時間を要したりすることが多くなってきているため、計算の簡素化を要望するものです。
- ・ 外形基準である付加価値割は、算出方法、記載様式とも複雑・煩雑であり、提出書類も多く、企業にとって多大な事務負担が生じている。
- ・ 外形標準課税導入時の方針として、「法人の実務上の負担をかけないような課税・・・」といったものがあると理解しているが、現行の制度では、実務処理上、大きな負担となり、申告作成上の弊害となり得るので。
- ・ 付加価値割の課税標準に係る申告書別表の記載情報が詳細に過ぎ、多大な事務作業を強いられるため、簡略化すべきである。
- ・ 事業税外形標準課税の別表については、事務所別の従業員数・報酬給与をはじめとして、記載項目が多岐にわたる膨大な事務処理稼働を要する一方、当該記載内容が税額に影響するものではないと考える。

③ 電気事業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税の組入れ

(理由)

- ・ 大企業（資本金1億円超）の法人事業税については、16年度から、一部外形標準課税が導入されているが、電気事業をはじめとする4業種については、見直しの対象外とされ、不公平税制は解消されていない状況である。一方、電力自由化の進展に伴い、電気事業はその他の事業と同様の経営環境となるなか、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題である。このため、現行の枠組みに付加価値額及び資本金等の金額による外形標準課税が組み入れられるよう要望する。
- ・ 大企業（資本金1億円超）の法人事業税については、16年度から、一部外形標準課税が導入されているが、電気事業をはじめとする4業種については、見直しの対象外とされ、不公平税制は解消されていない状況。
電力自由化の進展に伴い、電気事業はその他の事業と同様の経営環境となる中、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。さらに、21年度の与党税制改正大綱においては、「（現行の）課税の枠組みに、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する」旨が明記されている（15年度以降の大綱から7年連続で明記）。このため、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が組み入れられるよう要望する。

④収入金額による外形標準課税の維持

（理由）

- ・ 法人事業税について、平成15年度税制改正により平成16年度から導入されたいわゆる新外形標準課税は、地方税収入の安定化を図るため、導入されたものである。この新外形標準課税は、4分の3が所得割、残りの4分の1が外形課税（付加価値割・資本割）とされている。一方、収入金額による外形標準課税が導入されている4業種については、既に100%外形課税が導入されている。損害保険業に新外形標準課税を導入すると、4分の3について所得割を導入することになり、それによって現行より税収が大きく振れ、地方公共団体の税収に与える影響もその分大きくなると考えられる。したがって、新外形標準課税導入の目的に逆行することとなる。したがって、現在、収入金額による外形標準課税が行われている損害保険業について、現行課税方式を引き続き維持することは、新外形標準課税導入の趣旨に沿うものである。

⑤報酬給与額の範囲・算定方法見直し（派遣契約料、通勤費）

（理由）

- ・ 正社員の雇用を行う事業所との公平性確保のため派遣労働者の契約料に75%を乗ずる規定を廃止する
- ・ 通勤費の全額を報酬給与額の対象外報酬給与額における通勤費は、所得税の課税対象となるもののうち、法人税法上、損金に算入される金額が対象とされている。報酬給与額の対象となる通勤費を把握する場合、法人の規模によっては膨大な把握稼働が必要となる。一方、一般的に通勤費のほとんどが非課税所得と考えられ、報酬給与額に与える影響は僅少であると考えられる。また、報酬給与額における通勤費以外の費用についても、所得税の課税対象となる給与の全てを把握するには膨大な事務稼働を要すると考えられる。したがって、報酬給与額範囲の見直しが必要。

⑥純支払賃借料の見直し

（理由）

- ・ 純支払賃借料は、土地・家屋の賃借料のうち、賃借期間が1年以上であるものの対価とされている。だが、純然たる土地・家屋の賃借契約以外にも、荷物の保管料、ホテルの宿泊料、駐車場使用料、ロッカー使用料等、対象となる契約は多岐にわたる。更にそれらの契約のうち土地・建物の賃借料を区分して把握することは膨大な稼働が必要であると考えられる。したがって、純支払賃借料の範囲見直し（純然たる土地・建物賃貸借契約のみを対象とする）が必要と考える。
また、賃貸借期間が1年以上のもの、及び共益費を区分して把握することは、膨大な稼働が必要であると考えられる。賃貸借期間・共益費の取扱い見直し、受取賃借料、支払賃借料の双方について同一の扱いとする条件のもと、1ヶ月以上のもの及び共益費を区分せずに賃貸借料の全てを純支払賃借料の対象とする選択を可能となる仕組みを導入を希望する。

⑦付加価値割の廃止・見直し

（理由）

- ・ 資本割と所得割は把握が容易であり、かつ客観性が高いが、付加価値割の収益配分額は把握が非常に手間がかかるうえ客観的とは言い難い。「外形」としてだれの目にも客観的に容易に捉えられるものに限定すべき。
- ・ 外形標準の付加価値割に当年度損益が含まれており、当該部分については結果として所得割と同様の課税が異なる名目で行なわれているため違和感を感じるのみならず企業の決算実務としても当期利益および所得金額の算出が終わらないと外形標準金額も確定できず非常に煩雑・面倒である。外形標準の付加価値割の構成要素から当年度損益を除外すべき。

⑧無償減資等に係る特例措置

（理由）

- ・ 法人規模の縮小を意味する資本等による欠損填補に関しては、その充てた金額を資本割の計算における資本積立金額から控除することに合理性があると考えられ、また当該行為は時限的な取扱いになじまないことから、恒久化が必要と考える。
- ・ 本制度は平成16年度税制改正において、円滑な事業再生に資するため特例措置として講じられたものであるが、我が国企業・経済の活性化を促すため事業再生を円滑にすることは暫定的な課題ではないため、現在の軽減措置を恒久化してもらいたい。

事業所税

(1) 事業所税の廃止

(理由)

- ・ 様々な種類の似たような税金が存在することで企業の納税事務の負荷増を招いており、国民経済全体にも無駄である。
- ・ 都市環境の整備及び改善に関する事業の財源にあてるための目的税で、地方税法で定められた都市だけで課税されるものであるが、現在「事業にかかる事業所税」のみ課税されているが、一定規模以上の事業者のみ課税され税の公平さに欠けていると考えられ、また、平成15年度の税制改正において「新增設に係る事業所税」は廃止されており「事業にかかる事業所税」についても廃止を検討すべきである。
- ・ 事業所税では、従業員の給与等を課税標準とする従業員割と、事務所の床面積を課税標準とする資産割がある。だが、そのいずれも、法人事業税の外形標準課税の付加価値割（報酬給与等）及び資産割（純支払賃借料）と課税標準が重複していると考えられる。
- ・ 法人事業税において外形標準課税が導入され、支払賃借料・報酬給与額に課税されることとなったがこれらは事業所税における従業員割・資産割と類似している。結果として同一の課税客体に対する二重課税が生じており、事業所税は役割を終えたと考えられる。
- ・ 事業所税では、従業員の給与等を課税標準とする従業員割と、床面積を課税標準とする資産割があるが、法人事業税の付加価値割とほぼ同じ課税標準であるため、二重課税となっており、廃止を含めた見直しが必要である。
- ・ 15年度改正において新增設に係る事業所税が廃止されたが、事業に係る事業所税は現存している。事業所税は、いわゆる都市の集積の利益を受けている事業者が応分の負担をするという主旨であるが、事業税についても行政サービスに対する経費負担の観点を明確にするために16年4月以降開始する事業年度から外形標準課税が適用されている。そして、その課税客体の中に支払い給与が含まれるために事業所税の従業員割と課税客体が同一となり、二重課税の状態となっている。また、近年市町村合併により新しく発足する自治体が30万人以上の都市となり新たな申告課税されるケースが発生するなど受益サービスに何ら変化がないにもかかわらず課税が発生する場合もあるため、事業所税の完全な廃止を要望する。
- ・ 2004年度より事業税の外形標準課税が導入され、従来からの事業所税と類似の課税標準のために二重課税となっている。二重に事務作業も生じており、早急な廃止を要望する。企業組織再編税制・連結納税制度の導入により、法人税課税においてグループ会社の事業合理化のための分社化が促進される流れの中、みなし共同事業課税のあり方も見直されるべき時期にあると思われる。

(2) 資産割

① 資産割の賦課課税方式への変更

(理由)

- ・ 「事業にかかる事業所税」については申告納税方式がとられており、特に資産割の申告資料作成のために納税者側に膨大な事務処理を強いている。むしろ自治体側の方が、固定資産課税台帳で事業所床面積を正確に把握している（毎年複数の自治体から、申告内容が固定資産課税台帳と不一致という連絡が入り、申告内容を訂正させられる）のであるから、固定資産税に付加する方法等で、賦課課税方式にしたい（貸付状況については、所有者に貸付等申告書を提出させることにして）。

② 電気通信設備設置を目的とし、従業員割の対象となる人員が常時不在の事業所における、共用施設への課税を免除

(理由)

- ・ 共用面積の大部分は廊下、ロビー、エレベータ施設等の当該ビル内の従業員に対して提供される施設であるが、機械室は物的設備であり、その役務を十分に享受できるものではないこと
 - ・ 機械室（機械設備）は移動体通信事業を行うには必要不可欠な施設であり、また、人口に比例して設置するため事業所課税地域への設置が多く、申告稼動が膨大であること
- を踏まえ、見直しが必要と考える。

(3) みなし共同課税

① みなし共同課税の廃止

(理由)

- ・ 事業所税においては、一定規模までの事業所は免税だが、グループ企業が事業所を一箇に集約した場合、全く異なる事業を展開したとしても、形式判断により共同事業とみなされ（各事業所の従業員給与総額と事業所床面積とが合算され）、一体課税されることとなる。この合算税額算定にあたっては、各事業所の従業員給与総額と事業所床面積を共有するなど、グループ企業間の情報共有や税額計算等に膨大な稼動を要することから、廃止が必要と考える

② みなし共同事業課税の免税点判定

(理由)

- ・ この規定が設けられた趣旨は「事業所税の負担を不当に減少させることを防止すること」にあると理解しているが、次のような場合はこの趣旨からはずれるものと考えられるため、みなし共同事業課税の免税点判定における床面積（又は従業員数）に算入しないようにすることを要望する。
- ・ 既に単一の会社として免税点を超過して納税義務者となっているような場合
- ・ グループ全体の事業合理化のために、グループ会社の入居家屋を集約するような場合

固定資産税

(1) 固定資産税負担の軽減・適正化

①固定資産税の軽減

(理由)

- ・ 現状の土地固定資産税及び都市計画税の負担は過重となっており、優良な都市開発（再開発等）を阻害する一因となっている。今後の優良な都市開発及び遊休土地の有効利用を促進する意味でも、過度に事業計画を圧迫する当該税制の大幅な軽減が必要であると考え。

②非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化・負担水準上限の引下げ（60%に）

(理由)

- ・ わが国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力、ひいては経済の活性化を著しく阻害している。負担水準60%以上の土地について、地方税法での全国一律の措置として負担水準上限を60%へ速やかに引下げるべきである。
- ・ 平成6年度に評価額が地価公示価格の3割から7割に引き上げられ税負担は急増した。さらに固定資産税の他に都市計画税も加えると税負担は一層大きい。平成16年度税制改正における、条例減額制度（負担水準の60%までの減額を可能とする措置）は国全体として60%に一本化するためのプラスであると理解できるが、現在の負担水準上限70%を維持することで実効税率が高止まりしている平成21年度税制改正において税額の上昇を1.1倍まで抑制できる条例が創設されたが、現行の負担水準上限は平成23年まで継続されることとなり根本的な考え方及び仕組みの改善には至っていない。

(2) 償却資産に対する固定資産税課税

①償却資産に対する固定資産税賦課の廃止

(理由)

- ・ 償却資産税は特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても生産財に対する課税は極めて異例であることから、廃止すること。
- ・ 償却資産のうち、日本に滞留している期間がごく僅かな外航用船舶やコンテナ等の可動資産に関しては行政サービスの受益状況が具体的に把握し難く、そもそも客観的な課税根拠に乏しい。課税を行うということであれば、個別資産の特徴に応じた課税制度を確立すべき。
- ・ 償却資産税については、製造業等の特定業種に負担が偏重すること、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であること等不公平性や二重課税を生ずる等の問題が指摘されている。地方税体系の抜本的見直しにおいて償却資産に対する固定資産税を廃止すべきである。
- ・ 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、イコールフットingの観点から大きな問題を有しており、撤廃されるべきものである。なお、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時撤廃すべきである。
- ・ 償却資産税については法人税における償却計算と異なる計算による申告が義務づけられており、法人税法における減価償却計算の改正によってさらに事務処理が複雑化し、納税者の負担が大きいため廃止すべきである。
- ・ 米国等の州レベルでの課税（州により区々）を除き、事業用償却資産への課税は国際的に異例であり、国際競争力にマイナスの影響を与えていると考える。戦前から電柱、船舶その他の資産に対する課税が行なわれており、シャープ勧告を契機に償却資産に対する固定資産税として一本化されたが、償却資産を課税客体とした論拠は不明確であると考え。土地・家屋に係る固定資産税は、居住用・事業用双方に課税されるのに対し、償却資産は事業用のみ課税されることから、課税の公平性を欠くと考える。自治体毎の税収のアンバランスが大きく、地方税として適切な税目といえるか疑問であり、また、地方行政サービスによる応益との関連性が希薄であると考え。
- ・ 償却資産に固定資産税を課するのは減価償却費に対する課税と同義であり経済活性化を阻害しており、中長期的には、償却資産に対する固定資産税を廃止すべきである。
- ・ 製造業等では土地・建物に対する固定資産税に加え、償却資産への課税が負担となっており、研究開発や設備投資の足枷となるなど悪影響を及ぼしている。また課税が特定の設備型産業に偏重している点や、企業に限られるなど公平性にも問題がある。

②減価償却制度との調和（償却方法の統一、評価額の最低限度の見直し）

(理由)

- ・ 償却資産の簿価を課税標準とする建前からは、貸借対照表の簿価と一致していることが原則である。また、旧法人税法による償却計算を維持していることについて、積極的な理由が見当たらない。システムの二重管理というコスト負担を勘案すれば、法人税との早急なコンバージェンスを求める。

- 平成19年度税制改正により、法人税における減価償却制度については、従来取得価額の95%までしか認められていなかった償却可能限度額が100%に拡充された。即ち取得価額の全額100%について償却することが可能となった。また、償却方法についても、従来の定率法に比し償却スピードが早い“250%定率法”が認められる事となった。
 - 一方で、固定資産税のうち償却資産に対する評価方法については、現状維持となった。つまり、5%の評価額が廃棄処分しないかぎり残存し、償却方法についても国税の法人税法と地方税の償却資産税とで異なる取扱いが併存することとなった。
 - 同一の償却資産について異なる償却方法、償却可能限度額が併存した状況は、納税者にとって二重計算となり、膨大な事務負担を強いることになる。
- 平成19年度税制改正で、備忘価格1円までの減価償却及び250%定率法計算が認められることになったが、償却資産税については改正がなく、依然として残存価額5%及び旧定率法計算での計算が必要となっており、申告実務が煩雑になっているので、統一を要望したい。
- 法人税法の新定率法は、償却資産税計算には適用できず、事務的に負担が大きいいため、簡素化目的で統一する。
- 製造業等では土地・建物に対する固定資産税に加え、償却資産への課税が負担となっており、研究開発や設備投資の足枷となるなど悪影響を及ぼしている。また課税が特定の設備型産業に偏重している点や、企業に限られるなど公平性にも問題がある。法人税の償却可能限度額は撤廃されたが、固定資産税についても償却資産に係る評価額の最低限度を撤廃して、法人税との整合性をとるべき。
- 減価償却制度の変更に伴い、法人税法では1円までの償却が可能になりましたが、地方税法（固定資産税）では従来通り5%の残存率を用いていることになっています。同じ資産について二重の管理が必要となるため実務上の負担が大きく、また、償却限度額に到達した導管資産の税負担が重くなっていることから固定資産税も法人税と同じ方式の償却を行えるよう要望するものです。
- 法人税法では、平成19年度改正により償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税の償却資産の最低評価額は依然として従前（取得価格の5%）のまま据え置かれており、法人税と固定資産税で異なる減価償却計算を強制されている。システム対応を含めて、企業の実務負担を軽減する観点から、早期に法人税と同様の措置が導入されることを要望する。
- 国税における取得価額全額償却の趣旨に則り、固定資産税についても、残存価額と償却可能限度額を撤廃すべき。

③償却資産税の課税範囲について、課税要件である「事業の用に供することができる資産」、「法人税法上、減価償却費を損金に算入されるもの」に該当するか否かの判断基準見直し

(理由)

- 償却資産税の課税範囲については、これを規定する法令・通達に不明確な部分があり、改善が望まれる。特に、「遊休資産」と「建設仮勘定」（事業の用に供しておらず、償却を停止している資産）については、課税要件である「事業の用に供することができる資産」に該当するかどうか、その判断基準が地方自治体によって異なる場合もあり、見直す必要があると思われる。例えば、ある地方自治体では「資産の主要部分を破壊しない限り、資産としての機能を有する状態にあるので、たとえ自社の事業に供用する見込みがなくても、他社へ譲渡すれば他社において事業の用に供することができるので、課税対象となる」との主旨の解釈を出しているが、これは課税要件の拡大解釈だと思われ、違和感を覚える。また、別の課税要件である「法人税法上、減価償却費を損金に算入されるもの」についても、「されるもの」の定義が曖昧なうえ、前述の事業供用可否要件の拡大解釈により、形骸化してしまうケースがある。よって、課税範囲判断への恣意性を排除し、課税の公平性を保つためにも、法令・通達の明確化、全国共通の照会制度の設置等を要望したい。

(3) その他

①負担金工事等により取得した鉄道施設の固定資産税の特例措置の新設

(理由)

- 駅前再開発事業、区画整理事業などに伴い、駅舎を新築・増築・改築・駅の橋上化が計画され、建設費用は地方自治体からの負担金工事で行なわれます。市や町は駅舎が整備されることでイメージアップにつながり、利用者は利便性の向上が図られます。一方、鉄道事業者は固定資産税および都市計画税、不動産取得税等の負担が増えることとなります。このような条件下で取得した鉄道施設についても特例措置の適用をお願いいたします。

②建物における収益還元価値を基準とする評価方法への転換

(理由)

- 理由不記載

不動産取得税・特別土地保有税・都市計画税

(1) 不動産取得税

①不動産取得税の廃止

(理由)

- ・ 不動産取得に際して課税される、不動産取得税及び特別土地保有税（取得分）は、不動産の流動化を阻害している大きな要因であると考えられる。

(2) 特別土地保有税

①特別土地保有税の廃止

(理由)

- ・ 特別土地保有税については土地の投機的取引の抑制等を目的とした政策税制であり、バブル崩壊により地価が下落を続ける現状ではその目的は完了していると考えられることから、平成15年度からの課税の停止だけではなく、保有分も含めた特別土地保有税の制度廃止を要望する。
- ・ 様々な種類の似たような税金が存在することで企業の納税事務の負荷増を招いており、国民経済全体にも無駄である。

(3) 都市計画税

①都市計画税の軽減

(理由)

- ・ 現状の土地固定資産税及び都市計画税の負担は過重となっており、優良な都市開発（再開発等）を阻害する一因となっている。今後の優良な都市開発及び遊休土地の有効利用を促進する意味でも、過度に事業計画を圧迫する当該税制の大幅な軽減が必要であると考えられる。

環境・エネルギー税制

(1) 環境税導入反対

(理由)

- ・ 鉄鋼業を始め、日本企業は、自ら目標を掲げ、設備投資や技術開発に巨額の費用を投じながら省エネルギー対策に積極的な取り組みを進めてきている。その結果、世界最高水準のエネルギー効率を達成したわが国産業界に過大な負担を強いることは、省エネルギーの進展したわが国での生産を減少させ、税負担や規制のない近隣諸国等での生産増加につながり、地球規模の温暖化防止にかえって逆効果である。すべての主体による地道で持続的な取り組みを行うことこそが地球温暖化問題の解決策であり、環境税の導入には断固反対する。
- ・ 環境税の効果、弊害等の十分な議論がなされないまま、安易に環境税を導入することに反対。
- ・ 温暖化対策として、既に毎年1兆円以上の税金が使われている中、環境税導入にあたっては、まずその必要性や他の政策・税制との関連を明確にし、公平な税負担のあり方、国民経済や国際競争力に与える影響などについて、総合的に検討することが必要。電力としては、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めているところであり、安易な負担増は受け入れられないことから、経団連とも連携し、環境税の導入に反対する。
- ・ 地球温暖化問題に関して、今後も「環境に関する自主行動計画」等、産業界の自主的努力を尊重すべきである。環境税が導入されても、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO2排出削減が、確実に保障されるものではない。エネルギー多消費型産業である当業界にとって、新税の導入は、多大なコスト負担となる。
- ・ 温暖化対策として、既に毎年1兆円以上の税金が使われている中、環境税導入にあたっては、まずその必要性や他の政策・税制との関連を明確にし、公平な税負担のあり方、国民経済や国際競争力に与える影響などについて、総合的に検討することが必要。電力業界としては、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めているところであり、安易な負担増は受け入れられないことから、環境税の導入に反対する。
- ・ 自動車業界は、これまでも燃費向上や次世代自動車の開発等を通じ、地球温暖化対策に積極的に取り組み、CO2排出量の着実な減少に寄与してきた。また、世界的な需要減退が続く厳しい経営状況下にあっても、各社はCO2削減に努力している。総合的な検討がなされないまま、熾烈な国際競争を行っている企業の競争力を削ぐような新たな負担を課すべきではない。政府は、京都議定書目標達成計画にて掲げる対策・施策を各部門が全力で取組むことにより、京都議定書の目標は達成し得るとしており、まずは同計画の着実な実行に注力すべきであり、併せて、地球温暖化対策に係る既存予算の評価と有効活用も再検証すべきである。

(2) 環境負荷削減へのインセンティブ

①温暖化対策技術の輸出に関する税額控除の新設

(理由)

- ・ 地球温暖化対策に資するためのインセンティブ。

②汚染土壌除去費用の損金算入

(理由)

- ・ 近年の環境基準の強化により、建物建設において掘り出す土壌の受入基準が厳しくなり、汚染土壌の処理費用が増加する傾向にある。汚染の中には、貝類に起因する汚染など、当該土地に当初から存在していたものもあり、これを処理するための費用が現状回復費用とは見なされず、建物の建設費として資産計上すべきと解釈されることがある。しかし、(i)当初から存在していたものである、(ii)汚染を拡散させないための費用であり社会的意義を有する、という点から、基本通達7-3-11の4に定める埋蔵文化財の発掘費用と性質が近似しており、かつ、建物の価値の増加にも繋がらないので、費用処理が可能と解することが出来ると考えられる。

③公害防止装置特別償却措置の延長（租税特別措置法43条）

<期限切れとなる主な設備>

- ・ 産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置）
- ・ PCB汚染物処理用設備
- ・ 揮発性有機化合物排出制御設備

(理由)

- ・ 公害防止に対する社会的要請は、近年の地球環境問題への関心の高まりもあって、ますます厳しくなっており、電気事業においても、公害防止のための投資を継続的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望する。
- ・ 公害防止に対する社会的要請は、近年の地球環境問題への関心の高まりもあって、ますます厳しくなっており、電気事業においても、公害防止のための投資を継続的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望する。

④公害防止用設備の固定資産税課税標準特例制度延長（租税特別措置法43条）

<期限切れとなる主な設備>

- ・ 汚水又は廃液処理施設
- ・ ばい煙処理用施設（ばい煙処理装置）
- ・ PCB処理施設
- ・ 窒素酸化物抑制施設
- ・ 産業廃棄物処理用施設

（理由）

- ・ 製紙業界は、公害防止用設備について、従来より多額の設備投資を行っており、現在まで累積された公害防止用設備の維持・運転のための費用は、多額になっている。企業の設備費負担を軽減し、設備の取得を促進させるためにも、本制度の延長は不可欠である。
- ・ 公害防止に対する社会的要請は、近年の地球環境問題への関心の高まりもあって、ますます厳しくなっており、電気事業においても、公害防止のための投資を継続的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望する。

⑤車両用冷房機の脱特定フロン化に係る特例措置

（理由）

- ・ 冷房機用冷媒の製造規制に伴う、ノンフロン冷房機化を図るもので、フロン生産量は平成26年度までには、現在の約10%以下とされており、以降のオーバーホールが事実上不可能となるので、計画的に代替していく必要があります。全体計画で1,000両（優等列車含まず）になり、冷房機械全体を別の冷房機械に積み替えるため設備投資も莫大になることから、税制面からのご支援をしていただきたく、特例措置の新設をお願いいたします。

⑥天然ガス自動車に対する軽減措置適用期限の延長

（理由）

- ・ 自動車排出ガスのNOx対策やCO2対策に極めて有効である天然ガス自動車は、従来の自動車に比較して高価格であることが、普及の妨げとなっております。このため、天然ガス自動車の早期普及を図る観点から、本年度末で適用期限となる本制度の延長を要望するものです。

(3) 石炭に対する課税強化への反対

（理由）

- ・ 石油石炭税は、既存のエネルギー関係諸税の見直しの中で財源候補に挙げられる可能性が高く、中央環境審議会などでも環境税への衣替えが提案されている。しかしながら、石油石炭税の税率は、エネルギーセキュリティ対策を含め、各燃料間の炭素排出量を加味して総合的に算定されたものであり、炭素比例で単純に比較できるものではない。また、石炭課税の大半を電気事業者が負担しており（製造用石炭は免税）、課税強化は電力のみが著しい負担増となる。石炭は、世界のエネルギー需要が増加する中、エネルギー自給率の低い日本において、その供給安定性や価格の低位安定性から今後も極めて重要な役割を担うと考えられる。さらに世界トップクラスにある日本の石炭火力の発電技術は、途上国の石炭火力発電所の開発協力等を通じ、温暖化対策の根本的な解決につながるものであり、今後も継続した技術開発が重要である。石炭税増税は、公平な負担という課税の原則に反するばかりか、今後の技術開発投資を停滞させ、結果的にエネルギー・環境政策を歪める可能性もあることから反対する。

自動車・船舶税制

(1) 自動車関係諸税

①自動車関係諸税の軽減・簡素化

(理由)

- 平成21年度税制改正にて、「重量税・取得税の減免措置」が講じられ、低炭素社会づくりに寄与するものであるが、本措置も税制抜本改革までのつなぎ措置であり、自動車関係諸税は、一般財源化により「道路整備」との課税根拠がなくなった。平成21年度税制大綱や税制関連法附則などにも「簡素化を図るとともに、負担の軽減を検討する」と記載されていることから、税制抜本改革時には自動車関係諸税の簡素化・軽減を実現すべき。

②自動車関係諸税によるCO₂排出量削減への活用

(理由)

- 税制のグリーン化の一環として、低炭素車への買い替えを促進するために、課税基準へのCO₂排出量（燃費）の組み込みを検討することは、必要と考える。但し、我が国の自動車ユーザーの税負担は国際的に見て極めて重いことから、減税型の税制とすることが不可欠であり、検討にあたっては以下の点に留意すべき。
 - 自動車関係諸税の簡素化に資する制度とすること
 - 軽自動車・営業用・貨物自動車の負担が国際的な水準であり、軽自動車の負担を基準とすること
 - 現行の課税水準の主旨についても考慮すること
 - 制度変更による自動車ユーザーの混乱を避けるため、十分な検討周知を行うこと

③自動車グリーン税制の拡充延長

（平成22年3月末で期限切れとなる、2010年度燃費基準達成かつ低排出ガス認定車等に対する自動車税の軽減措置の拡充・延長）

(理由)

- 本制度は、京都議定書の温室効果ガス削減目標（'08年～'12年に'90年比▲6%）の達成のための温暖化対策と、NO_x等の排出が大幅に少ないことによる大気改善、の双方に寄与する自動車の普及に大きく貢献してきている。厳しい経済状況が続くと見込まれる中で、こうした環境対応車の持続的な普及と、更なるCO₂やNO_x等の排出低減に向け、また激しい国際競争において、環境技術で日本が世界をリードし続けるためにも、本制度の延長とともに環境性能に相応した軽減措置の拡充を図り、政府の「低炭素社会づくり」に向けた姿勢を明確に示す必要がある。

④環境対応車の取得に対する自動車取得税の特例措置の延長（中古車）

- 2010年燃費基準達成かつ低排出ガス認定車
- 重量車燃費基準を達成したディーゼルトラック・バス
- クリーンディーゼル車（乗用車）

(理由)

- 京都議定書にある温室効果ガス削減目標（2008～2012年の期間に1990年比▲6%）を達成に向け、さらには大気改善に効果があり地球温暖化対策に資する車を普及させるためにも本施策の延長が必要である。本施策の対象となる環境対応車は厳しい環境基準をクリアした車両であり、これらの車の普及が進むことで、保有構造のグリーン化に寄与する。新車では09年度～11年度において環境対応車普及促進税制として減免措置が講じられたが、中古車であっても同等の環境性能を有する車に対しては、環境改善効果も同等であり、その取得を支援する本税制は延長されるべきである。

(2) 船舶税制（トン数標準税制）

①トン数標準税制の対象を外国籍船に拡大

(理由)

- 諸外国との競争条件のイコールフィッティング。税のコンバージェンス。トン数税制のメリットを船籍に関係なく享受する外国企業と競争していくためには日本においても同等の税制が必要不可欠である。海洋国家と言える国でトン数税制適用対象を自国籍船に限定している国はない。

納税環境の整備

(1) 納税者番号の導入

(理由)

- ・ 格差解消の観点から給付付税額控除等が検討される中で、課税所得の適正把握は、更に重要性を増している。金融所得に限らず、広く、適正・公平な課税に資する納税番号制度の導入を図るべきである。

(2) 年末調整の廃止

(理由)

- ・ 現在、年末調整については会社側の作業が短期間かつ膨大であり、多大な事務負担となっている。本来、日本の税制は確定申告を原則としていることから、年末調整を廃止し、個人の確定申告とすることで、会社事務負担の軽減のみならず、個人の税意識の向上にも資するため、年末調整の廃止を要望する。

(3) 電子申告・電子帳簿保存

① 代表者、経理責任者の電子署名による自著押印の見直し

(理由)

- ・ 電子申告にあたっては、代表者・経理責任者の電子署名による証明が必要となる。だが、電子署名の取得は通常1～2週間を要し、代表者等の交替時には申告期限に間に合わず紙申告となるケースが発生している。したがって、旧代表者等の電子署名を一定期間有効とする等の措置が必要と考える。

② 電子申告クライアントソフトの機能向上

(理由)

- ・ 国税庁の配布するe-Taxクライアントソフトは使い勝手が悪く、電子申告にかなりの稼働・時間を要する状況であることから、ソフトの機能向上が必要と考える。

③ 電子帳簿保存の適用範囲拡大・要件緩和

(理由)

- ・ 現行法制では、電子帳簿保存の適用範囲・要件が厳格すぎるため、適用できる企業は極めて少ない。電子帳簿保存を適用しやすくなるよう、企業の行動実態に則して、適用範囲の拡大・要件緩和を要望する。
(例えば下記のような事項)
 - ・ 適用対象の契約書・領収書等の金額上限（現行3万円）の撤廃もしくは引き上げ
 - ・ 文字の認識に関する要件（現行4pt）の緩和

(4) 「更正の請求」の期間延長

(理由)

- ・ 納税者の権利確保の観点から、当局側で税務執行上著しく不合理であると認められない限りは、期間延長を拡大することが妥当である。